

三重県食を担う農業及び農村の
活性化に関する基本計画
(第4次計画)

最終案

20 年（令和○年）○月
三 重 県

目 次

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（第4次計画）

第1章 基本計画策定の考え方	2
1 策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢	5
第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方 . . .	34
1 農業・農村の果たす役割	
2 めざすべき将来の姿	
3 新たな計画における取組方針	
第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 . . .	43
基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給	
基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	
基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	
基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	
第5章 推進体制の整備	65
1 計画の推進体制	
2 特に注力する取組	
参考資料	72
1 用語の解説	
2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

三重県の農業・農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や四季の変化に富んだ自然環境の中で、農業者のたゆみない取組と農村地域での連携活動により、県民の皆さんをはじめとする多くの消費者に安全で安心な農畜産物を安定的に供給する役割を担ってきました。

また、農業の営みを通じて、洪水防止などによる県土の保全、豊かな農村景観の形成、伝統文化の伝承など、県民の皆さんの生活の安定と向上に寄与する重要な役割を果たしており、地域住民や三重県を訪れる人びとにも安心感や心の豊かさを提供しています。

しかしながら、人口減少が進行する中、国内市場の縮小、高齢化や担い手不足に加えて農畜産物価格の低迷、農業資材価格の上昇により、三重県の農業・農村は、食料の生産力や安定供給力、農村活力の低下が懸念されるなど厳しい状況におかれています。

一方、消費動向として、社会情勢や時代の変化等により「モノ消費*」から「コト消費*」、「イミ消費*」への変化や、ECサイト*やネットスーパー需要の拡大など、消費者のニーズや消費行動が多様化しています。

社会において、SDGs*「持続可能な開発目標」への取組・意識が浸透していく中で、持続性に配慮している農畜産物・食品は、消費者・事業者からより求められること等をふまえ、温室効果ガスの吸収や生物多様性の保全等の環境に配慮した持続可能な農業生産の取組をより一層進める必要があります。

また、ロボット、AI*、IoT*等の先端技術やデータを活用したスマート農業*技術が進展しており、農業者数の減少が見込まれる中、生産性向上や農畜産物の品質の安定等に向け、スマート農業技術の現場実装の加速化が求められています。

さらに、社会の動向として、生産年齢人口の減少に伴い、女性、若者、外国人、障がい者の就労、引きこもり状態にある働きづらさを感じている人びとの社会参画など地域共生社会の実現とともに、やり甲斐を持って働ける環境の整備など多様な人材の活躍をめざす方向にあり、農業は、こうした人びとが活躍し輝ける場としても、大きな期待が持たれています。

加えて、国際的には、日豪EPA*やCPTPP*、日欧EPA、日米貿易協定、日英EPAに続いて、令和4年1月よりRCEP*が発効され、輸入増加に伴う国内産需要の減少が懸念される一方で、海外への販路拡大及びインバウンド*需要の増加が期待されています。

農村の状況は、都市近郊では他産業従事者との混住化の進展、中山間地域等では人口減少、高齢化などの進行により、集落機能が低下しています。特に、中山間地域等における集落では、担い手不足により営農継続が困難なところが出てきています。

国連では、令和元年～令和10年（2019年～2028年）を国連「家族農業*の10年」として定め、重要な役割を果たしている家族農業の発展の必要性を打ち出しています。

こうした中、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍に向け、法人や大規模経営だけでなく、これまで地域農業を担ってきた家族農業などの維持・継続を図っていくため、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めていく必要があります。

また、国においては、25年振りに改正された「食料・農業・農村基本法」の中で、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等が定められており、こうした方向を見据えて取組を着実に進めていく必要があります。

昨今の農業・農村における脅威として、地球温暖化の影響などにより、豪雨や台風被害が激甚化しており、防災の観点から、ため池や排水機場などの整備と保安全管理が最重要課題になっているほか、夏の異常高温に対応した生産対策などを的確に進める必要があります。

さらに、県内では、野生鳥獣による農業被害は減少しつつも、依然として年間1億5千万円を超える被害となっており、農業者の営農意欲などを減退させていることから、地域における防護体制の構築が求められています。

加えて、畜産業では、高病原性鳥インフルエンザが令和4年度シーズンに過去最多の発生件数となり、鶏卵の価格高騰等国民生活への影響が見られました。

豚熱については、平成30年に岐阜県で発生して以来、本県でも発生がありました。令和元年10月に飼養豚へのワクチン接種を開始したものの、ワクチン接種農場で発生がみられ、国内の飼養豚での豚熱発生県は依然拡大しています。

また、アジア諸国・地域においてアフリカ豚熱の感染が拡大し、韓国釜山でアフリカ豚熱が感染した野生イノシシが確認されるなど、かつてないほど日本への侵入リスクが高まっています。

これらの家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、引き続き、関係者が一丸となって、国内に侵入させないための水際対策に加え、国内対策として飼養衛生管理の強化・徹底等、農場に侵入させないなどの取組を強化する必要があります。

こうした現状認識のほか、本県の認定農業者*における令和5年の農業所得の状況は、経営実態調査の結果、平均で883万円となり、他産業従事者の所得を超えているものの、およそ3分の2が500万円未満となっています。経営類型別では、特に水田農業経営の農業所得が相対的に低くなっており、経営の規模拡大と効率化に向け、農地の集積と集約化を促進することが喫緊の課題となっています。

この計画は、こうした現状認識のもと、県民の皆さんの健全で豊かな食の実現と、三重県の農業・農村の持続的な発展に向け、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、将来のめざすべき姿を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、県民の皆さんの意見を反映し、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第1項の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、三重県の食を担う農業・農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者等のさまざまな方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進める上での指針となるものです。

また、農業者や農業団体、市町には、農業・農村の振興に向けた取組を進めるための共通の指針として、さらに、県民の皆さんには、農業・農村の振興に理解をいただくとともに

に、自らの健全で豊かな「食」の実現に向け、「食」と「農」との望ましい関係づくりへの協力・参画をしていただくための指針として、利用されることを期待しています。

3 計画の期間

この計画は、令和 7（2025）年度を初年度とし、令和 16（2034）年度を目標年とする 10 年間の計画です。農業・農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開を図ることができるよう、おおむね 5 年ごとに見直します。

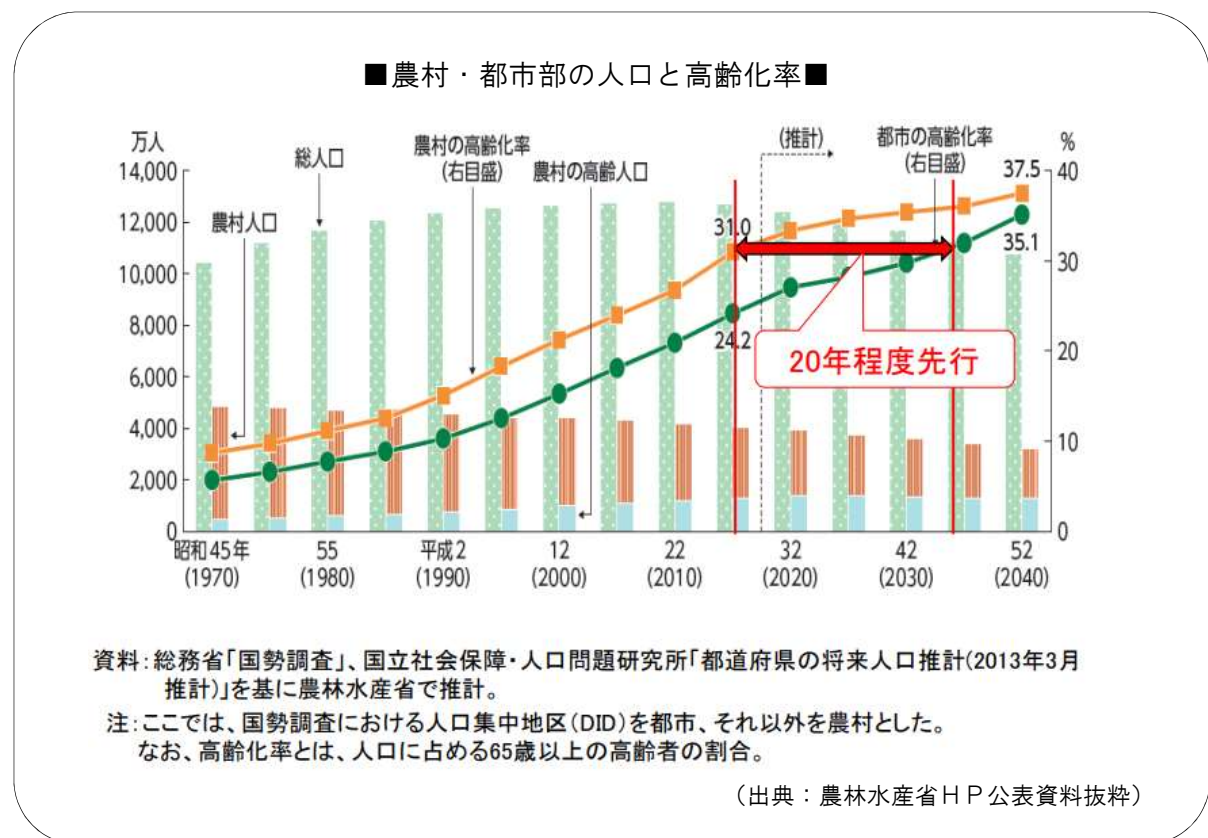
第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1 人口減少により国内市場が縮小する一方、世界人口増により海外市場は拡大

日本の人口は、平成 21 年をピークに減少に転じており、高齢化率も高まっていることから、今後、国内の食市場はますます縮小することが予想されています。

本県の人口も、平成 19（2007）年の約 187 万 3 千人をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在の人口は 177 万人となっています。また、本県の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計（2013 年 12 月）によると、令和 32（2050）年には 135 万人となり、令和 2（2020）年から約 24%減少すると予測されています。さらに、令和 2（2020）年時点の 65 歳以上の人口の割合は 29.9%となっており、令和 32（2050）年には 39.6%まで増加すると予測されています。

特に、農村部においては、都市部に先駆けて人口減少と高齢化の進行が著しくなっており、その中でも中山間地域等では生産条件の不利性などから、高齢農業者のリタイア等により、営農活動の継続困難による耕作放棄地の発生、集落機能の低下などが懸念されています。



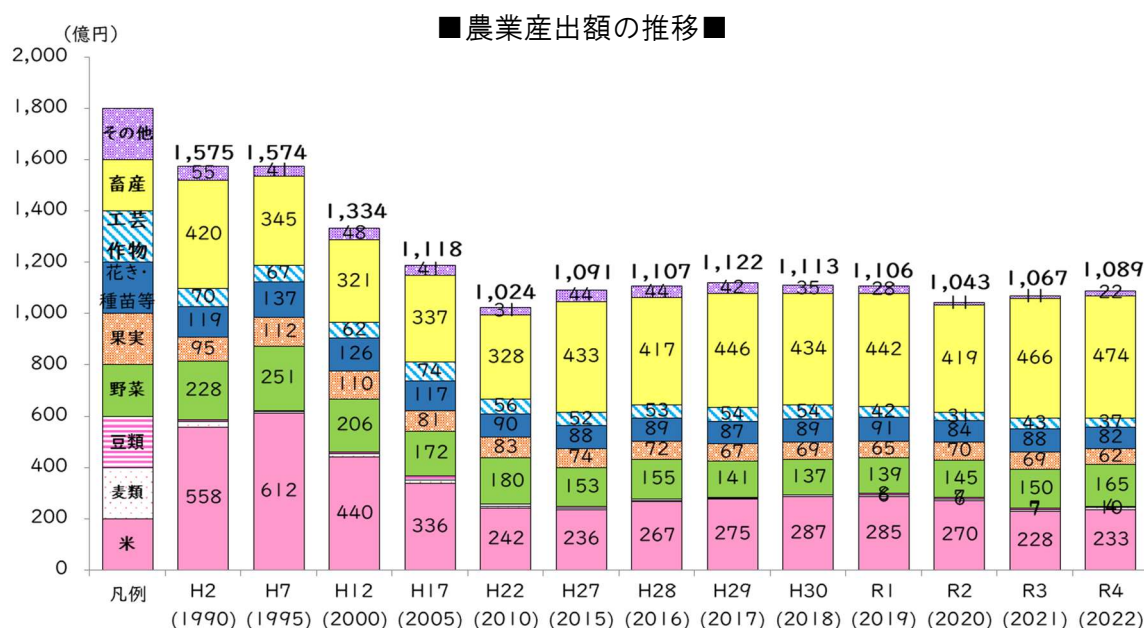
このような中、平成 26 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、地域の自立かつ持続的な活性化を実現していく「地方創生」の取組を実施しています。令和 4 年 12 月には、デジタルの力を活用し、「地方創生」を一層加速化・深化

させるため、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が新たに策定されました。

三重県でも、令和4年度に県政運営の指針となる長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」とともに、中期の戦略計画「みえ元気プラン」を策定し、令和5年4月からは「みえ元気プラン」を「まち・ひと・しごと創生法」に基づく本県の総合戦略と位置づけ、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」等を活用し地方創生の取組を実施しています。特に農業・農村の振興にあたっては、農畜産物の消費拡大や労働環境の整備等、農村における所得・雇用機会の確保につながる取組等を進めています。

(1) 農業産出額

三重県の令和4年の農業産出額は1,089億円で、うち畜産が43.5%、米が21.4%を占めています。平成2年の1,575億円と比較して、主食用米の需要減少や米価の低迷が大きく影響し30.8%の減少となっているものの、近年は1,100億円前後で推移しています。生産力を維持・向上させ、「持続可能な農業」の実現につながるよう、食品加工や外食、流通といった食に関連する企業やICT*関連企業などと連携しながら、生産性や収益性の向上、新たな需要の創出に向けた、高品質化や新たな商品の開発・販売、国内外における販路の開拓などの取組を進めるなど、オール三重で食の産業振興を図ることが必要です。



(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

(2) 国外の需要を取り込むための輸出促進

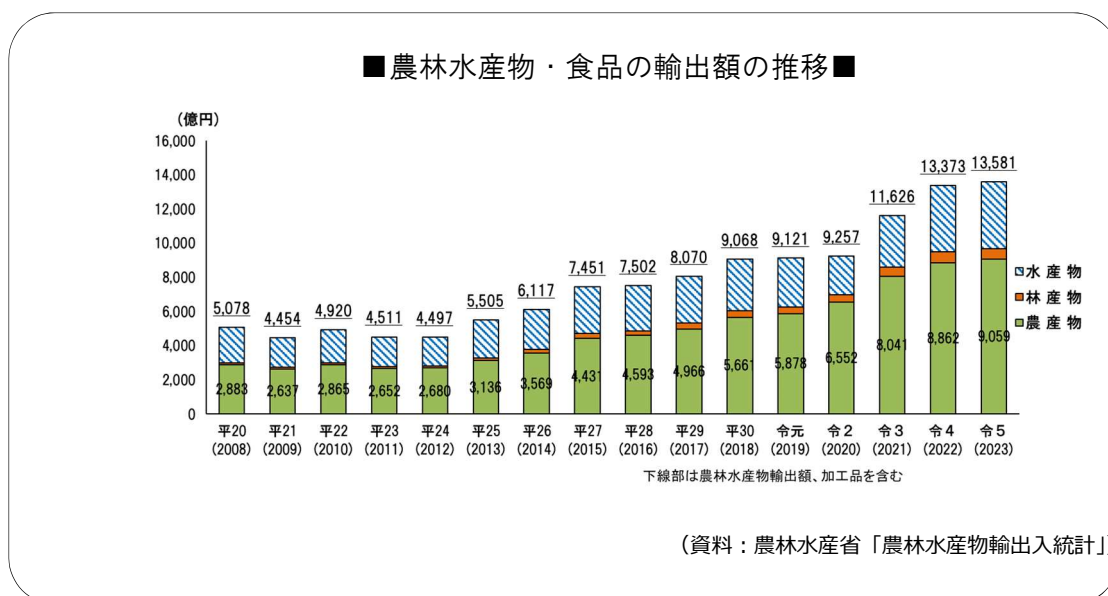
農産物の国内市場については、今後、人口減少や高齢化により、主食である米をはじめとする農産物全体の需要が減少していくため、縮小傾向になることは、避けられない状況となっています。

また、人口構成についても、少子化や高齢化の進展により、単身世帯が増えることも見込まれており、家庭で直接又は調理を経て消費される生鮮食品から調理済み等の加工食品に需要がシフトすることが予想されています。

一方、平成 22（2010）年当時約 69 億人であった世界人口は、令和 5（2023）年には 80 億 1 千万人、令和 32（2050）年には約 97 億人になると推計されています。世界人口の増加に伴い世界の食市場は拡大傾向にあり、日本の農林水産物・食品の輸出額は、令和 24（2012）年の 4,497 億円から令和 5（2023）年には 1 兆 3,581 億円まで増加し、更なる拡大が見込まれています。

この間、アジアを中心に海外消費者の所得向上と訪日外国人の増加等による日本の農林水産物・食品の魅力が海外に広がる等の環境変化が生じています。

国では、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和 5 年 12 月最終改訂）に基づき、農林漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫による輸出の取組を支援するとともに政府一体となり輸出障害を克服する取組を実施しています。



本県では、これまでも、柑橘や柿、茶、牛肉などの輸出促進を図ってきました。特に、柑橘、茶などについては、産地関係者と輸出拡大に向けた取組宣言を行い、輸出プロジェクトを立ち上げるなど、海外のマーケットニーズをふまえて供給力や販売力の強化に取り組んでいます。

こうした取組の結果、柑橘のタイへの輸出量や伊勢茶ブランドのドバイへの輸出量が拡大したほか、牛肉の輸出が欧米等を中心に拡大しています。



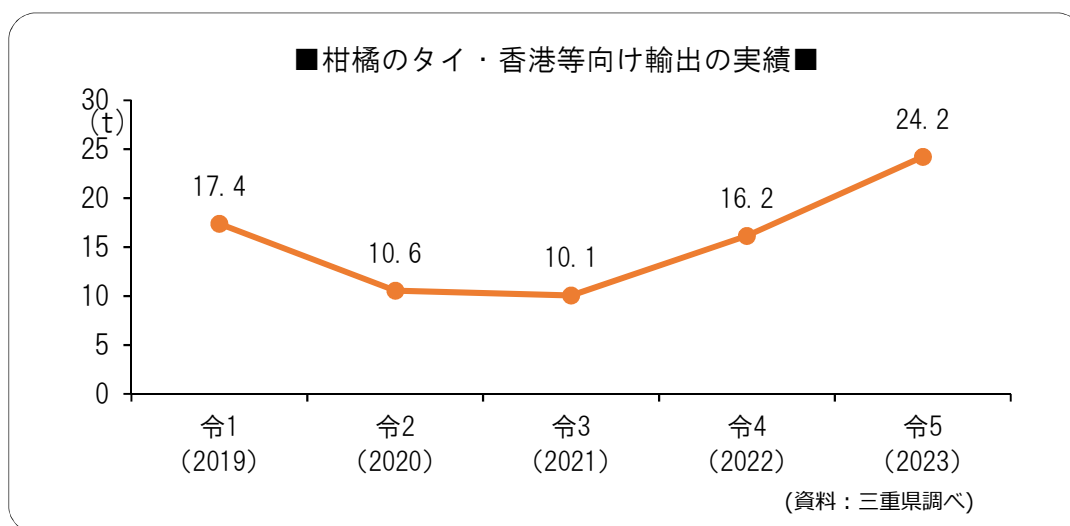
■ 柑橘、伊勢茶、牛肉における輸出の取組 ■

(ア) 柑橘における輸出の取組

本県の柑橘産地では、植物検疫や残留農薬基準等の一定の規制がある国（タイ、台湾等）をターゲットとして輸出を促進することで、大産地との競合を避けて、安定した販路を構築しています。

平成 22 年度からタイ向けに輸出を開始し、輸出先国の植物検疫や残留農薬基準等の規制に対応した柑橘生産を行っています。また、輸出産地の大きな負担となっていた「防カビ処理やワックス処理の義務」について、国を通じて条件の緩和を継続して要望し、令和 5 年 5 月に緩和されるなど、輸出拡大に向けた環境整備も行われています。

引き続き、タイ、台湾等、植物検疫や残留農薬基準等の一定の規制がある国をターゲットとして、スマート農業*技術の導入や優良品種の新植・改植等による生産基盤の強化を進め、輸出を促進していく必要があります。また、輸出拡大に向けて、輸送中の果実腐敗が問題になっていることから、腐敗によるロスの低減等への対応が必要となっています。



(イ) 伊勢茶における輸出の取組

本県の茶産地では、令和 3 年 12 月に策定した「伊勢茶振興計画」で重点的に輸出に取り組むこととしており、「伊勢茶輸出プロジェクト」において、国の G F P グローバル産地づくり推進事業を活用し、輸出向け産地の拡大に向け、E U 向け防除体系の構築や、海外で好まれる有機栽培茶の技術実証を実施するなど輸出の促進を図っています。

おもな輸出先国としては、ドバイ、ベトナム、ＥＵ、台湾等をターゲットに、伊勢茶の輸出拡大を推進しています。

ドバイでは、現地インフルエンサーをカウンターパートとするプレミアム商品のＰＲや、伊勢茶体験訪日ツアーの開催などのプロモーションを大手旅行会社（株式会社エイチ・アイ・エス）と連携して実施しています。ベトナムでは、現地企業と連携したカフェの開設など、伊勢茶の魅力発信に取り組んでいます。ＥＵでは、株式会社エイチ・アイ・エスの海外支店のリテールショップで販売を行いながら、現地での販路を開拓しています。台湾では、ＪＡ全農インターナショナル株式会社を通じたマーケティングに着手しています。

引き続き、ドバイ、ベトナム、ＥＵ、台湾等を中心に、輸出先国の残留農薬規制や有機農産物等のニーズに対応した生産・出荷の取組を促進し、輸出の拡大を図っていく必要があります。

■伊勢茶輸出プロジェクトの実績■

輸出国名	R1		R2	R3		R4		R5	
	数量 (kg)	金額 (千円)		数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)
ベトナム	0	0	実績 無し	10	43	74	383	0	0
アゼルバイ ジャン	600	1,061		0	0	200	300	0	0
EU	0	0		84	927	73	833	67	628
ドバイ	—	—		0	0	81	862	1,209	12,675
ニュージー ランド	—	—		0	0	2	17	0	0
合計	600	1,061		94	970	429	2,395	1,275	13,303

(資料：三重県調べ)

(ウ) 畜産物における輸出の取組

本県の畜産物の輸出については、牛肉を中心に取組が行われています。平成 26 年度から開始された県産牛肉の輸出は、近年では、輸出の拡大を目指す意欲的な事業者の取組により、マレーシア、米国、ＥＵ、香港などへの輸出が徐々に定着してきました。

令和 5 年 11 月には、ドイツで開催された食品見本市に県ブースを出展し、松阪牛、伊賀牛を取り扱う県内事業者が参加するなどさらなる輸出の拡大に取り組みました。

また、令和 6 年度は、輸出先の現地商社と連携した、高級レストラン等の現地ユーザーに県産和牛の魅力を発信するＰＲイベントの開催に取り組んでいます。

しかしながら、県内で生産される肉用牛（年間約 15,000 頭）のうち、輸出向けに出荷される頭数の割合はごく僅か（１％程度）であり、今後も県産牛肉の輸出の拡大と定着を図るためには、海外での安定的な供給先を確保することが求められています。

輸出先での県産牛肉に対する需要が、ロースやヒレといった高級部位に偏り、輸出の拡大が思うようにできないことから、カタ、モモ、ウデといった高級部位以外のカットや調理の方法などを現地ユーザーに情報発信するイベントの開催等により、さらなる輸出の拡大とサプライチェーン*の定着が必要となっています。

■ 県産牛肉の輸出の実績 ■

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
輸出頭数	31	43	97	90	174
松阪牛	0	0	22	23	80
伊賀牛	27	28	50	36	63
みえ黒毛和牛	1	8	7	6	3
県産牛	3	7	18	25	28
輸出量(kg)	3,314	6,559	14,358	14,840	29,570
松阪牛	0	0	3,023	5,192	13,177
伊賀牛	2,960	3,348	8,230	3,729	8,950
みえ黒毛和牛	44	2,385	921	817	460
県産牛	310	826	2,184	5,102	6,983

(資料：三重県調べ)

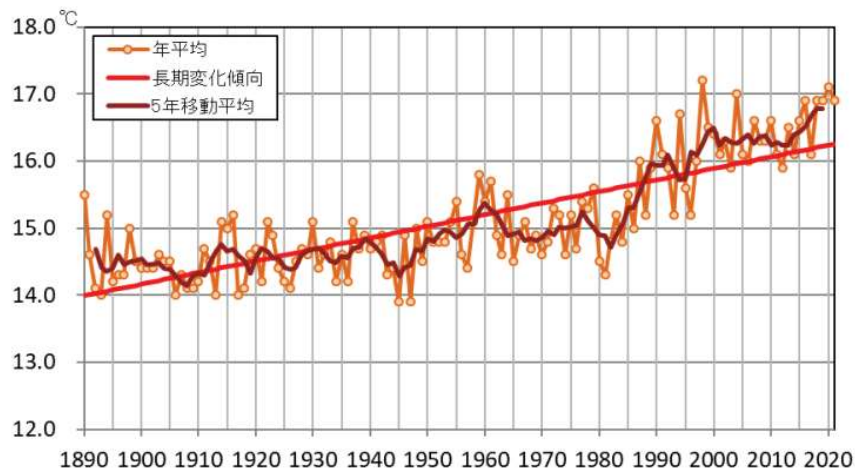
2 温暖化や豪雨の頻発化等、気候変動による農畜産物の安定生産への影響が拡大

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加等、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、そのリスクは更に高まることが予測されています。

県内においても、気象庁のデータから津市の年平均気温の変化をみると、100年あたり約1.7℃（統計期間：1889～2021年）上昇しています。また、気温上昇により、猛暑日や熱帯夜の日数も増加してきています。

安全で安心な食料を安定して生産し県民の皆さんへ供給していくため、農業生産においても気候変動の影響による被害を防止または軽減していく対策が必要となっています。

■ 津市の年平均気温の経年変化 ■



(出典：三重県地球温暖化対策総合計画 資料：津地方気象台)

水稲では、高温による品質低下や収量減少などの影響が確認され、三重県においても、近年、夏期の高温の影響を受け、米粒が白く濁る白未熟粒の増加による品質低下や、不稔が増えるなどの影響が起きています。

果樹では、ナシで発芽不良、カキで着色不良、柑橘で着色不良・浮皮・果実の日焼けなどの影響が報告されています。

野菜では、キャベツやブロッコリー、ハクサイ等で収穫期の異常な前進化や、イチゴにおいて、高温傾向により炭疽病等病害の発生適期が拡大傾向にあり、生産への影響が報告されています。

畜産においても、乳用牛で暑熱による乳量の低下、肉用牛及び肉用鶏で暑熱による増体率の低下、採卵鶏で産卵性の低下が報告されています。豚では暑熱による繁殖成績の低下も確認されています。

このことから、水稲における「三重 23 号（ブランド名：結びの神）」やイチゴの「かおり野」など、高温耐性のある品種の育成及び普及が進められているほか、柑橘におけるマイクロスプリンクラーによるミストかん水を利用した日焼け果の防止の実証や、畜舎における扇風機の導入などの対策が進められています。

また、基盤整備についても、頻発化・激甚化する風水害などに備え、農業用ため池の防災工事や排水機場の耐震化対策及び長寿命化等の整備を進めているなど、被害の未然防止や軽減に取り組んでいます。

3 円安や国際情勢の影響により、輸入する食料・資材の価格高騰や入手の困難が発生

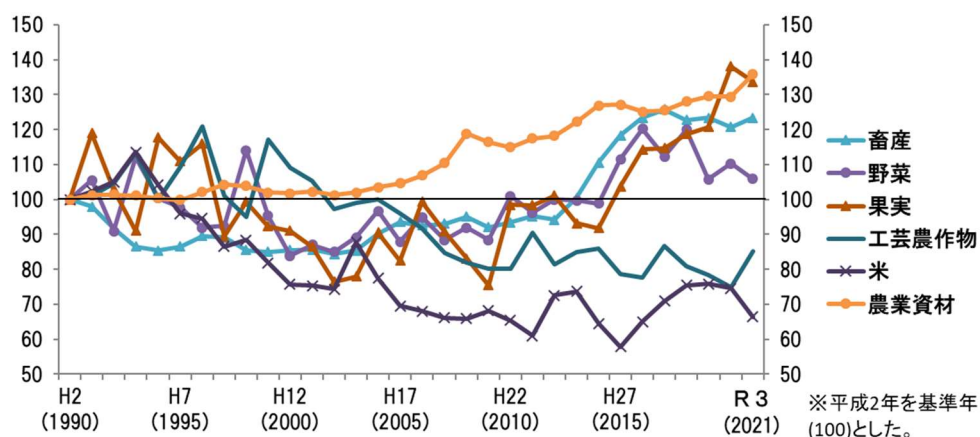
近年、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、食料需要の拡大に伴う調達競争の激化、ウクライナ情勢の影響による化学肥料原料の輸出規制や、コロナ禍における国際物流の混乱等により輸入食品や農業生産資材の価格が高騰するとともに、供給の不安定化が発生するなど、世界の食料をめぐるリスクが高まっています。

食をめぐる国内外の状況が刻々と変化する中、食料の安定供給の強化が重要な課題となっています。

特に、農業生産資材については、県内においても、肥料原料や畜産飼料の異常な価格高騰や入手困難な状況が発生し、畜産飼料については高止まりが続いています。

農業の持続的な発展に向け、地域での肥料、飼料の自給体制の構築等、生産資材の安定確保を図るとともに、農業生産における環境への負荷を低減しつつ、生産コスト削減の取組を進める必要があります。

■主な農畜産物及び農業生産資材価格指数（平成2年＝100）の推移（全国）■



（農林水産省「農作物価統計調査」より三重県作成）

一方、世界ではWTO*交渉が先進国と途上国、輸出国と輸入国で主張が大きく異なるなど難航する一方で、特定の国・地域で貿易ルールを取り決めるEPA*/FTA*等の締結が進んでおり、日本では、21のEPA/FTA等が締結（令和6年3月時点）されています。

令和4年に発効したRCEP*では、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約46%（令和元年）を占めるなど、巨大な市場が構築されています。

今後、発効した協定により、関税率の低下、撤廃の進展に伴い関係国からの農畜産物の輸入増加等による国内農畜産物への需要減少等の影響が懸念されますが、輸出も視野に入れた国際的に競争力が高い農畜産物の安定供給に向け、生産体制の構築・強化が求められています。

4 アフリカ豚熱等の家畜伝染病や病害虫の異常発生等、リスクの増大

（1）高病原性鳥インフルエンザ・豚熱への対策

高病原性鳥インフルエンザは、県内では平成22年度に2事例が発生して以降、養鶏場では発生していませんが、全国的には、令和2年度シーズン以降5年連続して発生し、令和4年度シーズンには過去最多の発生となりました。世界的にも終息する様子はなく、国内の発生リスクは依然高い状況が続いているため、引き続き養鶏農場に対して飼養衛生管理の強化・徹底等の対策を行っていく必要があります。

また、平成30年9月に岐阜県で発生した豚熱は、三重県においても3事例の発生がありました。令和元年10月に飼養豚へのワクチン接種が開始されたものの、ワクチン接種農場で発生がみられ、全国的にも、主要産地である九州地方まで感染が拡大し、養豚場においては23都県94事例（令和6年11月5日時点）の発生があり、依然豚熱発生の拡大が続いています。

野生イノシシの感染についても 38 都府県で 7,909 頭の陽性が確認（令和 6 年 10 月 30 日時点）されています。引き続き養豚農場への適正な豚熱ワクチン接種の指導、飼養衛生管理基準の強化・徹底等の対策を行っていく必要があります。

本県では、これまで、高病原性鳥インフルエンザや豚熱に対して農場における飼養衛生管理の向上やまん延防止に向けた指導を実施しています。更に、豚熱に対しては飼養豚への適切なワクチン接種の指導等のほか、野生イノシシ対策としての経口ワクチンの散布や捕獲強化などの防疫対策を講じてきたところです。

このような中、国においては、過去最多となった令和 4 年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生で明らかとなった課題をふまえて、令和 5 年 9 月に飼養衛生管理指導等指針を一部変更し、発生時の殺処分頭羽数の低減を図るため、施設や飼養管理を分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱う「農場の分割管理」の活用を推進しています。また、令和 6 年 10 月には、豚熱やアフリカ豚熱も含めた特定家畜伝染病の国内外でのこれまでの発生事例での課題をふまえ、特定家畜伝染病防疫指針が改正されたところです。

（2）近隣諸国における越境性動物疾病や病害虫の発生による生産リスクの増大

近年、アジア諸国・地域において、越境性動物疾病が継続的に発生しており、我が国への侵入リスクが高まっています。特に、韓国において発生が拡大しているアフリカ豚熱は、有効なワクチンや治療方法がなく、養豚業に壊滅的な被害を及ぼすこととなりますが、かつてないほど侵入リスクが高まっています。

アフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入・まん延リスクが高まっていることから、これらの指針に沿って、データに基づく農場指導等による飼養衛生管理水準の向上など、予防を重視した生産現場での防疫体制を構築することが求められています。

また、農産物に対する病害虫についても、近年、温暖化による気候変動や人や荷物等の国際的な移動の増加の影響等により、病害虫の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の変化等が報告され、農業生産現場への影響が懸念されています。国内では、イネカメムシの発生量が近年増加し、斑点米の被害による米の品質低下が問題になっています。

さらに、海外からの新たな病害虫の侵入やまん延のリスクも高まっており、トマトキバガやクビアカツヤカミキリ等の侵入害虫が国内で広がり、農作物に被害が出るなど、問題が表面化してきています。

新たな病害虫については、改めて防除対策の検討を行うことが重要であり、特に海外からの侵入病害虫については、最初に発見された場合、緊急防除を行う必要があることから、早期に対応できるように準備をしておく必要があります。

5 食の安全・安心の確保

県では、食の安全性を確保するため、三重県食の安全・安心確保行動計画に基づき農薬や肥料、米穀、家畜、飼料等の使用または生産・販売について、計画的な指導・立入検査等を実施しています。

また、食品事業者のコンプライアンス（法令遵守）意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図るため、研修会などさまざまな取組を行っています。

さらに、県ホームページや研修会等により、消費者や事業者への安全安心に関する正しい情報提供や普及啓発を行うとともに、食に関するすべての関係者が相互理解を深めるため、対面によるリスクコミュニケーションを実施しています。

今後も、生産から販売まで食に関わる事業者のコンプライアンス意識の醸成を図る取組を継続するとともに、消費者と農業者や食品関連企業などにおける食を通じたコミュニケーションを活発にしながら、安心、信頼、信用といった関係性を構築し発展させていく必要があります。

また、近年全国で発生が頻発している家畜伝染病等について、発生した場合、畜産物の安全性に対する風評被害が広まる懸念があります。本県においても、家畜伝染病に対する消費者の理解促進に取り組み、畜産物の安全性について周知徹底を図る必要があります。

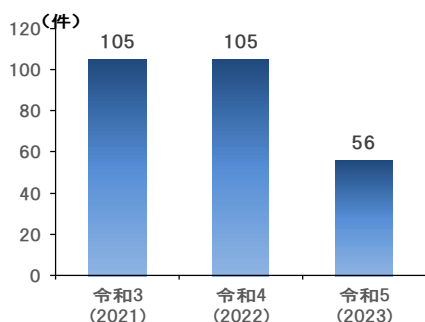
(1) G A P * (農業生産工程管理 Good Agricultural Practices)

東京 2020 大会や大阪・関西万博における食材調達基準において、国際水準 G A P の認証を取得した農産物等が調達の要件となったことから、県では、G A P 指導員などを育成しながら、関係機関と連携した推進チームによるきめ細かな指導・支援等を行い、農業者による国際水準 G A P の認証取得を促進しています。

令和 5 年度末で、農産物では 56 件、畜産物では 13 農場で国際水準 G A P 認証を取得しています。また、県農業大学校及びすべての農業関連の高等学校（5 校）においても国際水準 G A P 認証を取得しています。

国際水準 G A P の認証については、東京 2020 大会以降も、大阪・関西万博の実需者などからの要請に応えるとともに、経営において、コスト削減や労働環境の整備、従業員の適正な労務管理などにもつながることから、引き続き、取得を促進する必要があります。また、G A P に対する消費者の認知度は依然として低いことから、消費者に対する認知度を向上させる取組や、県産 G A P 認証農産物の流通拡大に向けて、農業者・団体と食品関連事業者によるマッチング機会の確保が必要です。

■ 農産物国際水準 G A P の認証取得の推移 ■



(資料：三重県調べ、令和 6 年 3 月時点)

■ 教育機関における G A P の取得状況 ■

	品目
農業大学校	トマト、キュウリ
四日市農芸	米、まこもたけ
久居	イチゴ
相可	カキ
明野	米、茶、豚
伊賀白鳳	ナシ、ブドウ

(資料：三重県調べ)

6 農業の担い手の減少・高齢化の進行、農業生産を支える労働力不足が表面化

全国の基幹的農業従事者数は約 20 年間で半減しており、平成 15 年の 225 万 6 千人から令和 5 年は 116 万 4 千人にまで減少しています。このうち 49 歳以下の基幹的農業従事者数は 13 万 3 千人と全体の約 1 割にとどまる一方、65 歳以上は 82 万 3 千人と全体の約 7 割を占めています。また、令和 5 年の基幹的農業従事者の平均年齢は 68.7 歳となっており、高齢化が進行しています。

農業者の減少・高齢化が進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、農業の内外から若年層の新規就農を促進する必要があります。

また、農村地域や農業に人材を呼び込み、地域や農業を発展させていく上では、性別や年齢、障がい、国籍、価値観等にかかわらず、あらゆる人材が自分らしく働き活躍できる環境を整備していくことも重要です。

全国の生産現場では、女性農業者や高齢農業者、障がい者等の多様な人材を確保し、それぞれの持つ能力を活かす取組が広がっています。また、本県においては、小規模な家族経営体等における労働力確保のため、求人アプリ等を活用して農家と単日・短時間（ワンデイワーク）の労働者とをマッチングする取組により、地域企業の従業員等がその従事者として活躍しています。

農業・農村分野において多様な人材の参画・活躍がますます重要となる中で、今後も引き続きその推進を図っていくことが求められています。

（1）本県における農業経営体

販売農家数は年々減少してきており、令和 2 年までの直近 10 年間で約 45%減少しています。また、基幹的農業従事者数は、令和 2 年までの直近 10 年間で約 46%減少するとともに、令和 2 年には 65 歳以上が 81%を占め、高齢化が進んでいます。

認定農業者*など意欲と経営感覚に優れた経営体は、平成 21 年までは増加傾向にありましたが、近年は、高齢等の理由により、認定農業者が再認定を受けないケースも増えており、その数は微減傾向にあります。

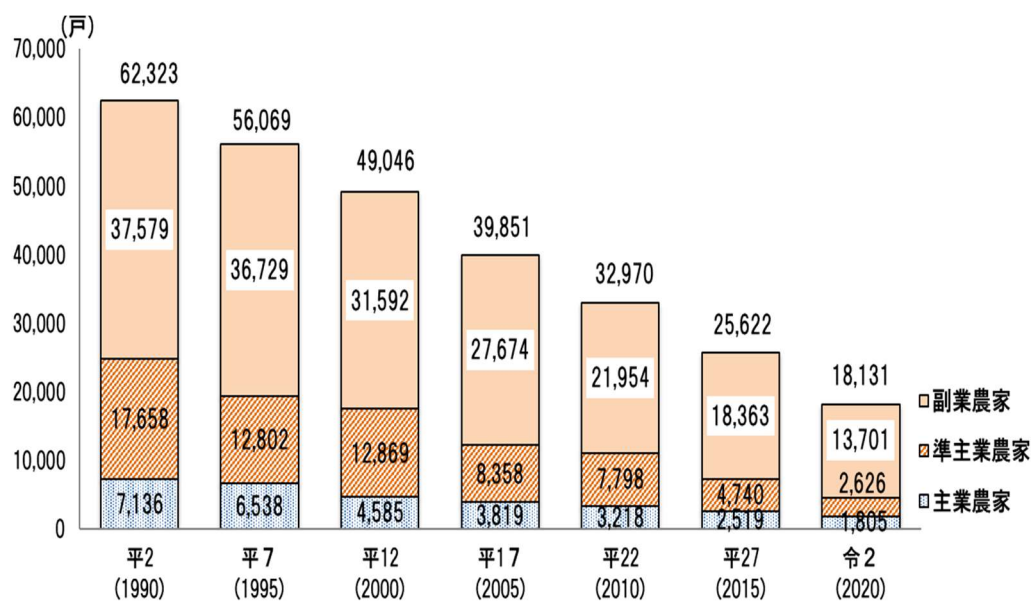
令和 5 年度に行った認定農業者に対する経営状況調査では、令和 5 年の認定農業者 1 件あたりの年間農業所得は 883 万円となっているものの、このうち 3 分の 2 の認定農業者が 500 万円未満となっています。また、特に水田農業に取り組む経営体などにおいて、農業所得が相対的に低い状況となっています。

認定農業者等経営体については、その経営状況に応じて、さまざまな事業や制度を活用しながら、経営発展を図り、農業所得の向上を図っていく必要があります。

特に、水田農業の経営体の農業所得の向上に向け、経営の規模拡大と効率化を図るため、地域の話し合いを進め、農地の集積・集約化を促進する必要があります。

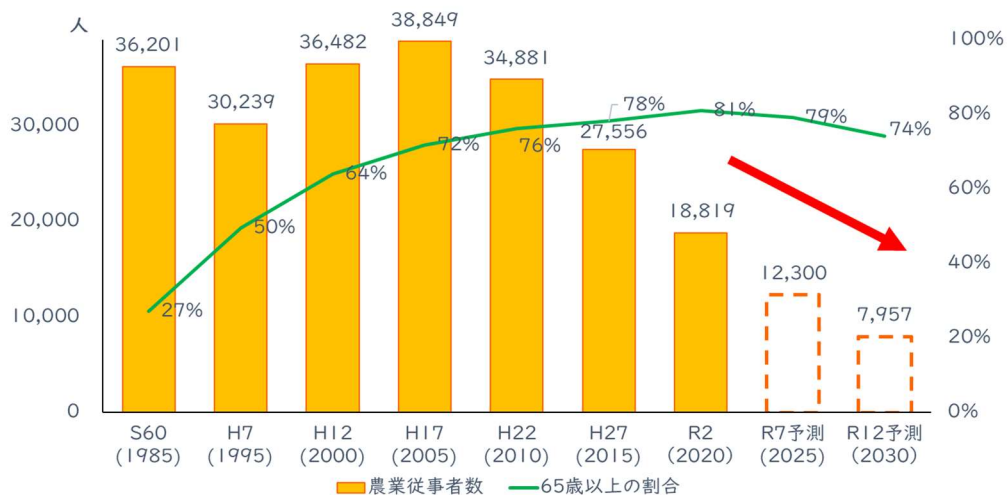
また、生産性の向上や労働の効率化、付加価値の向上など経営の発展に向け、「スマート農業*」の実装化を進める必要があります。

■販売農家数の推移■



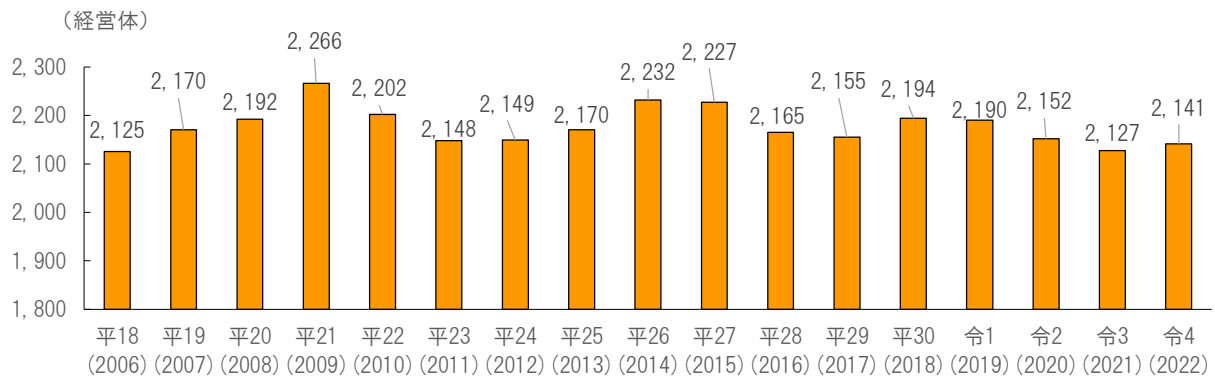
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

■三重県の基幹的農業従事者数の推移と65歳以上の割合■



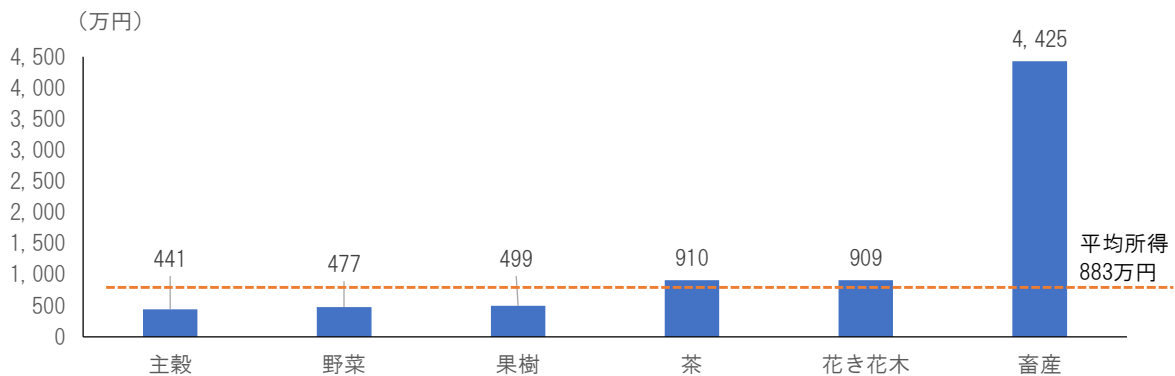
(資料：農林水産省「農林業センサス」、予測値は三重県作成)

■ 認定農業者数の推移 ■



(資料：三重県調べ)

■ 認定農業者の経営品目別の所得状況 ■



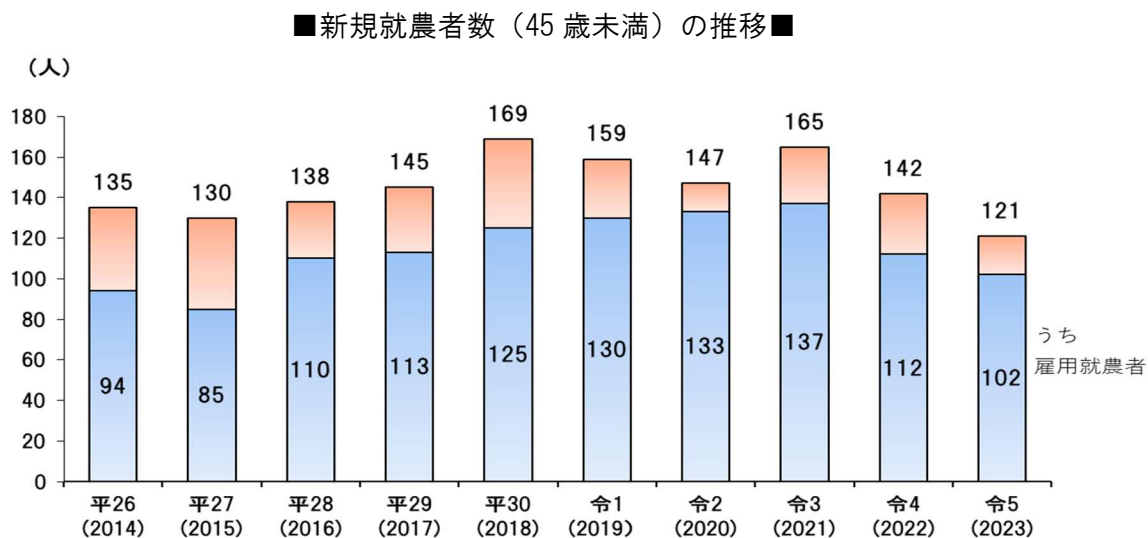
(資料：三重県調べ)

(2) 本県における新規就農者

本県における新規就農者数は、年間 204 人（令和元年から 5 年までの 5 カ年平均）、そのうち 45 歳未満が 147 人と 7 割程度を占めています。また、新規就農者のうち雇用就農者（農業法人等に雇われる形で就農する者）が 8 割程度を占めていることから、新規就農者の受け皿となる雇用力の高い農業法人の拡大をめざし、将来、農業をビジネスとして展開する起業家や農業法人等のビジネスマネージャーなどを育成するため、平成 30 年 4 月、三重県農業大学校に、「みえ農業版 M B A 養成塾」を開設しています。

新規就農者については、就農準備から就農・定着・発展などのそれぞれのステージに合わせて、さまざまな国の制度を活用するとともに、教育や研修、栽培や経営改善指導などを通じ、確保・育成を図る必要があります。

また、独立自営就農者や雇用就農者、MBA養成塾の修了生などを、経営能力やネットワークを持った高度な経営者へと育成していくため、産学官などの連携による支援体制を構築することが必要となっています。



(資料：三重県調べ)

(3) 担い手の経営や産地の発展を支える多様な人材

地域における人口減少や高齢化、他産業との労働力確保に向けた競争の激化により、農業経営体や産地では、労働力となる人材の確保が急務となっています。

そこで、農業経営体や産地において、障がい者、女性、若者、高齢者、外国人などの労働力となる人材を確保する仕組みとともに、農繁期が異なる産地間において融通する仕組みなどを構築する必要があります。

また、水田農業においては、集落等を単位として、経営規模の拡大を図る農業法人などの農業経営体と、兼業農家や高齢農業者、土地持ち非農家等が営農面で支えあう地域営農の体制づくりが必要です。

さらに、農業経営体においては、労働力となる人材が定着するよう、若者等がやりがいを持って、働きやすい労働環境を整備していくことが必要となっています。

加えて、農繁期における労働補完として、スキマ時間を有効に活用する単日・短時間の働き方であるワンデイワークを推進しています。関係機関と協力して活用に向けた手順書の周知に取り組むなど、ワンデイワークのさらなる活用を進めています。

(ア) 本県における障がい者の活躍

農林水産業と福祉分野との連携、いわゆる「農福連携」と呼ばれる、農林水産業の分野において障がい者の就労を拡大させる取組が全国各地で増えています。

本県では、「福祉事業者の農業参入」や農業経営体における「障がい者の雇用の拡大」と、農業法人などから福祉事業所が請け負った農作業に障がい者が取り組む「施設

外就労*」の促進に向け、専任の担当者を置くなどして平成 24 年度から取組を本格化しています。

具体的には、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携しながら、農業の現場と福祉をつなぐ農業ジョブトレーナー等の専門人材の育成や、障がい者が生産に携わったノウフク商品*を販売するマルシェの開催、福祉事業所と企業等との連携による新たなノウフク商品の開発支援などに取り組んできました。

また、農福連携の取組を拡大し、令和 2 年度からは引きこもり経験のある若者等を対象とし、就労・社会参画を促すことを目的とした農業就労体験の実証や、令和 4 年度には林業・水産業においても専門人材育成やその活動を支援してきました。

こうした取組により、農業に従事する障がい者の人数は令和 5 年度末で 769 人となり、平成 23 年度末の就労者の約 4 倍の人数となっています。また、令和 5 年度末における農業参入した福祉事業所は 51 件、障がい者を雇用する農業経営体も 24 件となり、県内の農福連携の取組は確実に広がっています。

一方で、都道府県間の連携を図るため、本県等が主導して設置した「農福連携全国都道府県ネットワーク」（全 47 都道府県が参画）を通じて、効果的な施策の研究や国への提言活動、全国マルシェ等の開催による農福連携の P R などにも取り組んでいます。

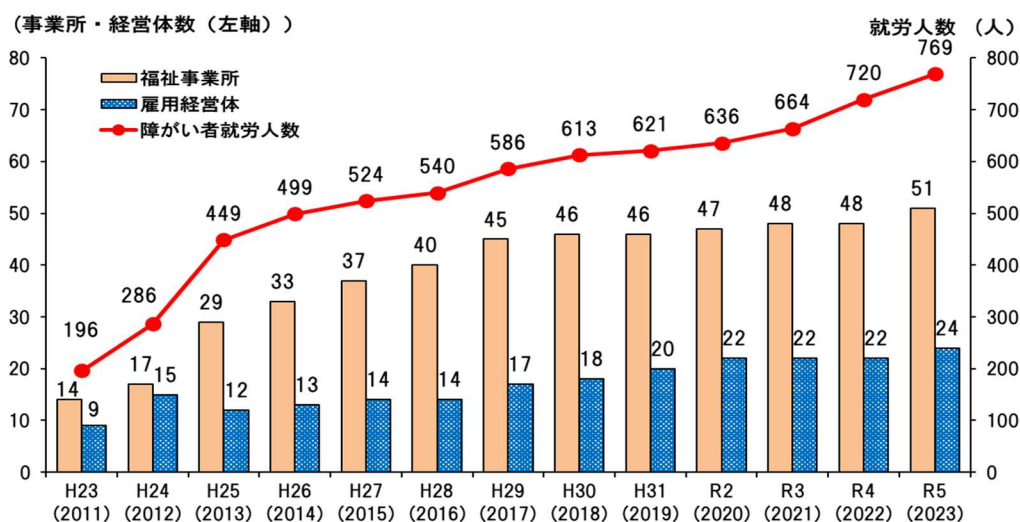
こうした地方における取組が拡大する中で、国においても、農福連携についての今後の推進の方向性を位置付けた「農福連携等推進ビジョン」が令和 6 年 6 月に新たに決定されたところです。

引き続き、本県の農業における多様な担い手として、福祉事業所の農業参入、農業経営体における障がい者の雇用、障がい者の施設外就労を促進していく必要があります。

農業分野における障がい者の就労拡大に向け、専門人材の育成・確保とともに、ノウフク J A S などの認証を取得したノウフク商品の販売促進が必要です。

また、福祉事業所の農業経営を発展させるため、企業等との連携による新たなノウフク商品の開発・販売の促進を図ることが必要です。

■農福連携に取り組む福祉事業所・雇用経営体（農業）と障がい者農業就労人数の推移■



（資料：三重県調べ）

(イ) 本県における女性の活躍

令和2年の農林業センサスによると、販売農家の世帯員のうち女性の農業従事者数は、高齢者のリタイアなどで平成27年に比べ減少しており、農業従事者に占める女性の割合も減少傾向にあります。しかし、園芸などで人手が必要な農業法人などにあつては、経営を発展させる上で、女性が大きな戦力となっており、農業分野においても女性の就労が拡大しています。

一方で、国では、農業分野において、女性農業者と他産業の企業が連携して、女性農業者の定着、企業とのビジネス化、生産物の付加価値化に取り組む「農業女子プロジェクト」を展開しており、女性農業者の活躍が拡大しています。本県からも現在17名の女性農業者がプロジェクトに参画しており、企業などと連携しながら、新たな商品やサービスの開発などに取り組んでいます。

また、自ら新しい事業として、直売所、レストラン・カフェ、加工施設や体験教室などの開設による6次産業化*などに挑戦する農村女性が増加しています。

さらに、本県では、農業に携わる女性に情報提供や助言などを行う「農村女性アドバイザー」が活躍しており、各種研修会での講師としての登壇や地産地消を推進するための小学生等を対象とした食育*に関する出前講座の実施など、農業の魅力発信にも取り組んでいます。

7 スマート農業*技術の開発やその活用が拡大

スマート農業技術を生産現場に実際に導入し、経営への効果を明らかにすることを目的として、令和元年度から、全国217の地区で国の事業により実施された「スマート農業実証プロジェクト」では、スマート農業技術の導入により、農作業労働時間の大幅な削減効果が明らかになったほか、草刈り等の危険な作業や重労働からの解放、水田の水管理や家畜の体調管理等の現場管理の効率化といった効果が確認されています。

本県においても、水田農業を中心にトラクター等への自動操舵装置の装着やドローン、ラジコン草刈り機、経営・生産管理システム等の導入が進んでおり、今後も技術の活用拡大が見込まれています。

一方で、スマート農業機械等の導入コスト高や扱える人材の不足、従来の栽培方式にスマート農業技術をそのまま導入しても効果が十分に発揮されないなどの問題も判明してきており、現場への実装に向けてこれら問題の解決を図っていく必要があります。



(資料：農林水産省作成)

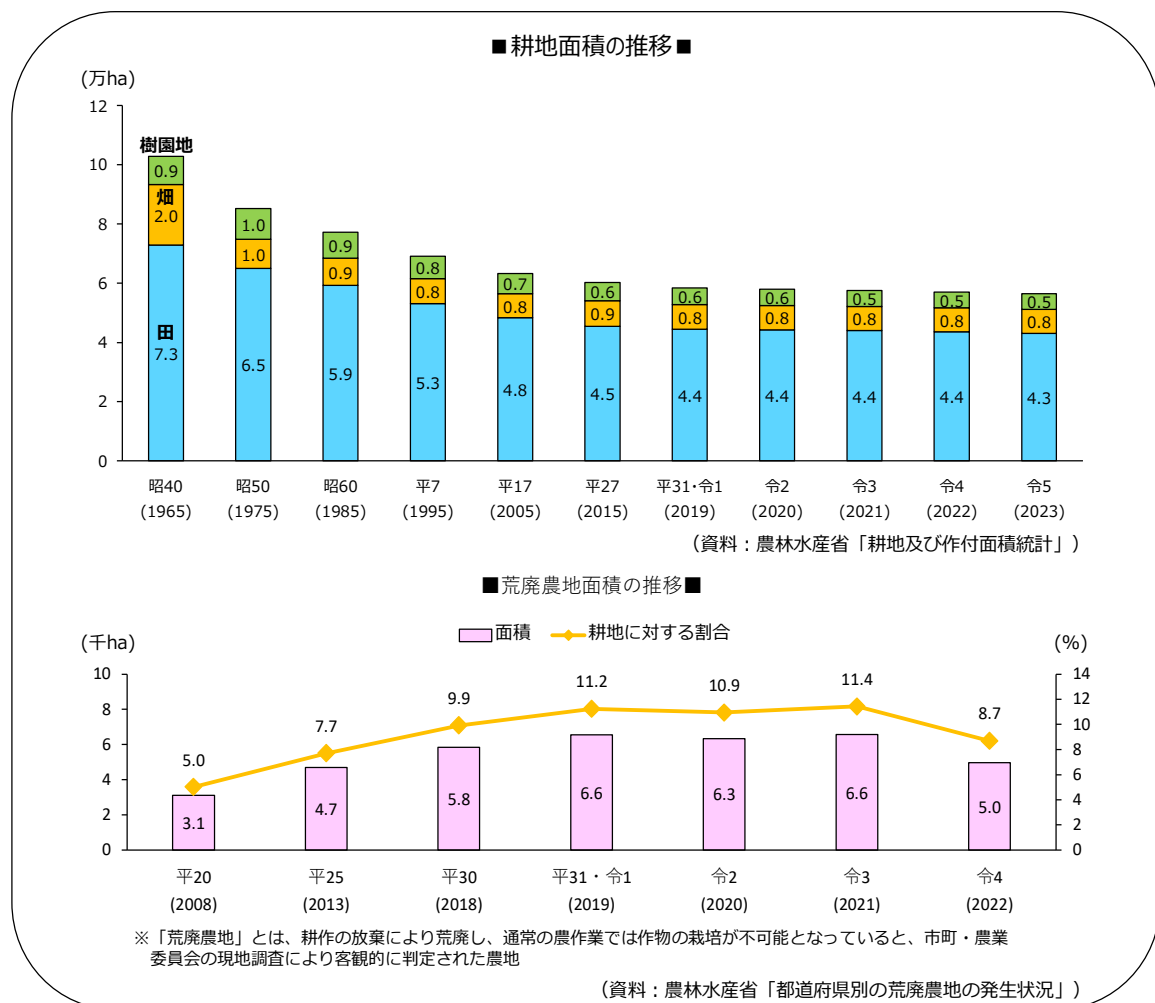
8 農地の集積・集約化による効率的な農地利用の拡大

本県の耕地面積は年々減少してきており、平成 26 年から令和 5 年までの直近 10 年間は、耕地面積の約 7.4%にあたる、約 4,180ha が減少しました。

荒廃農地面積は、生産条件が不利な中山間地域を中心に増加してきており、令和 4 年には県全体で 4,954ha、全耕地に対する割合は 8.7%となっています。

耕地利用率は、水田における麦・大豆・飼料用米等戦略作物の生産拡大の取組によって平成 20 年以降わずかに上昇し、近年は 91%程度水準で推移しています。

農業生産基盤の維持・発展を図るためには、農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業*による生産性の向上や省力化、品質の向上・安定化、経費の削減等が必要です。



一方で、食料安全保障のリスクの高まりや、農業・農村における本格的な人口減少の影響が顕著化していることに加え、農業用水利施設の老朽化が進行してきていることから、食料の安定供給に向けて、農地や水路など農業生産基盤の維持・発展を図ることが必要であり、食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の確保が求められています。

農業水利施設の維持管理の効率化・高度化に向け、適期の更新整備や操作の省力化・自動化等の適切な維持管理が必要です。

また、県民の皆さん等への食料の安定的かつ持続的な供給や、洪水防止をはじめとする農業・農村の持つ多面的機能*を維持していくためにも、大規模経営の農業経営体だけでなく、小規模な兼業農家や高齢農業者、地元の企業やNPO法人、若者や女性、高齢者や障がい者など、多様な担い手の活動により、持続可能な地域農業を構築し、優良農地の維持・保全や有効利用、食料生産の基盤の強化を図っていくことが重要な課題となっています。

(1) 農地中間管理機構*の活用による農地の集積・集約化の促進

農業の競争力強化、持続的な発展に向け、都道府県では、農地中間管理機構を整備し、農地中間管理事業*の活用により、担い手への農地の集積・集約化を進めています。

本県における担い手への農地集積率は、令和5年度末に46.0%となっており、農地中間管理事業が開始された平成26年度以降、平均で毎年度800ha程度の集積が図られています。

(2) 新たに施行された改正農業経営基盤強化促進法に基づき地域計画*の策定が法定化され、効率的な農地利用の拡大が期待

今後も円滑に農地集積を進めるためには、令和5年に施行された改正農業経営基盤強化促進法に法定計画として位置付けられ、地域農業の将来の在り方や農地利用の姿を明確にする目的で各地域において策定が必要となった地域計画の取組を通じて、集落等における話し合いを活発にし、経営規模の拡大を図る農業経営体や小規模な兼業農家・高齢農業者などが営農面で支え合いながら、共生していける地域営農体制づくりを進めていくことが必要です。

(3) 国において、農地の総量確保に関する農地法制の見直しが進められるなど、食料生産基盤として農地を確保する重要性の高まり

農地は食料の安定供給を支える重要な生産基盤であることから、国では農地の総量確保と適正利用の強化に向け農地関連法令が改正されました。県としても優良農地の確保と有効利用を進めるため、国、市町、農業委員会等と連携して、農地転用許可制度等の適切な運用を図るとともに、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組を推進しています。

9 人口減少社会における農山漁村の活性化

(1) 人口減少や高齢化による農村の活力が低下、集落機能の維持や活動組織による共同活動の継続が困難

人口減少や高齢化が都市に先駆けて進行している農山漁村では、集落の小規模化に伴い集落機能が低下してきています。集落機能の維持はその地域の農地保全や農業生産活動の継続にも影響することから、農村における労働人口の確保やコミュニティ機能の維

持など、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進め、農山漁村の機能を維持・発展させることが急務となっています。

国では、地域の豊かな資源を活用した6次産業化*等の推進により、農山漁村への就業や地域雇用の促進を図っているほか、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大をめざし、観光地域づくりの舵取り役を担う法人であるDMO*などと連携した、観光コンテンツやビジネスの創出を促進しているところです。加えて、野生鳥獣について、被害の深刻化・広域化に対応するための対策が実施されているほか、野生鳥獣の捕獲と合わせた、ジビエの利用促進を図っているところです。

本県でも、日本型直接支払制度を活用しながら、地域の営農活動やコミュニティの維持・継続を図ってきたほか、農業者による地域資源を活用した商品の開発や販売といった6次産業化*による価値創出の取組を支援しているところです。さらに、野生鳥獣の被害軽減に向け、市町などと連携しながら、侵入防止柵の整備などの対策を着実に進めるとともに、ジビエについては、マニュアルに沿った品質・衛生管理の徹底を図りながら、活用を促進しているところです。

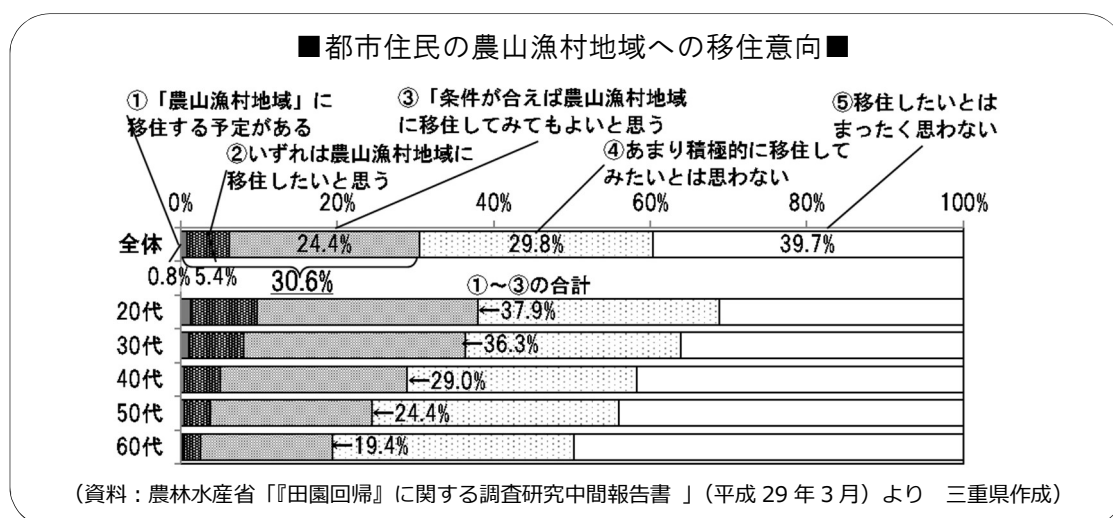
(2) 地域資源を活用したビジネスの展開により、農山漁村の交流人口が増加

農山漁村地域における過疎化・高齢化は、その原因のひとつとして、若者や子育て世代にとって、生活に十分な就業機会に乏しいことが挙げられます。

その一方で、一次産業のみならず、農山漁村ならではの自然や景観、建造物、歴史・文化などの多様な資源を活用し、農林漁業体験や自然体験、農村レストラン、古民家カフェ、農林漁業体験民宿などのビジネスに取り組もうとする人が増えてきています。

また、農林漁業体験民宿等の宿泊施設に滞在し、伝統的な生活体験や人々との交流等を通じて、その土地の魅力に触れる「農泊（農山漁村滞在型旅行）」が注目されています。地域資源の活用に取り組む事業者のほか、農林漁業関係者や自治体、観光協会などの多様な主体が連携した様々な観光コンテンツを提供し、農泊を持続可能なビジネスとして実施できる体制づくりが進んでいます。

こうした取組により、農山漁村を訪れる方は増加しており、地域での所得と雇用機会が確保され、移住者の増加につながっている地域も出てきています。



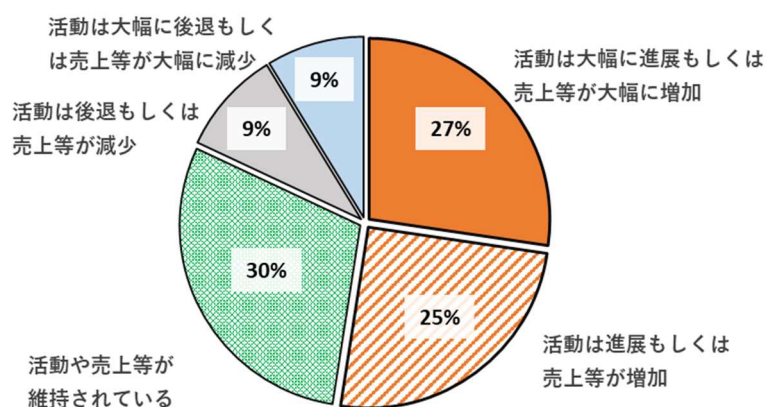
(3) 地域活性化プラン*の取組による農業・農村の活性化

地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、平成 23 年度から、集落や産地等の活性化に向けた地域の活動計画「地域活性化プラン」の策定やその実践取組に対する支援に取り組んでいます。

「地域活性化プラン」はこれまでに 589 プラン(令和 5 年 3 月末)作成され、専門家派遣や普及指導員によるアドバイスにより、商品の改良や販路開拓に向けた初期的な支援を展開しています。

平成 23 年度から令和 3 年度に策定された 183 プランを対象に「経営状況アンケート」を実施したところ、プラン策定時に比べ、活動が進展した、もしくは売上等が増加したプランの割合が 52%(96 件)となり、「持続可能な農業」の実現に向けて取組が進みつつありますが、より一層の支援が必要です。

■地域活性化プラン 経営状況アンケート結果（183 プラン対象）■



(資料：三重県調べ)

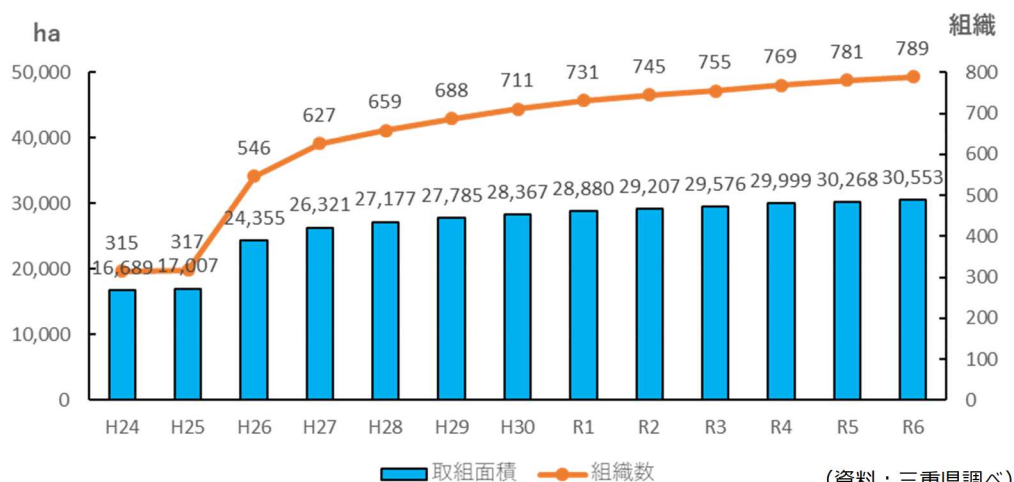
(4) 地域の共同活動等に支えられる農業が持つ多面的機能*の発揮

農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられてきた農業が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、国の交付金を活用し、農地・農業用施設の維持保全活動や、生態系、景観の保全、農村の文化の維持伝承活動等への支援を進めています。

令和 6 年度末時点では、789 組織で取組が行われており、年々拡大しています。

今後も引き続き、農村社会を維持発展させていくため、地域住民や近隣地域の担い手等の参画を得ながら、地域営農体制の構築や地域のコミュニティ機能の維持を図るとともに、農村地域における新たな就業機会や雇用を創出し、若者等の定住を促進することが必要です。

■農地・農業用施設の維持保全活動の活動農用地面積と取組組織数の推移■



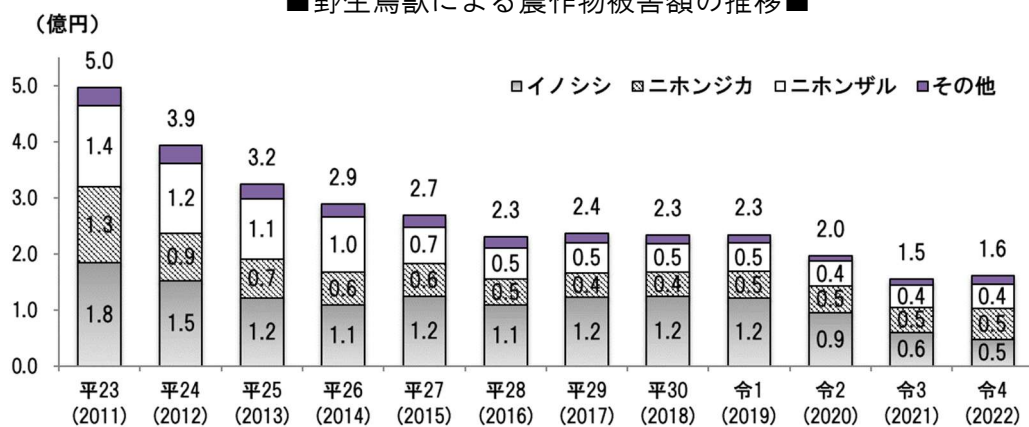
(5) 野生鳥獣による被害

野生鳥獣による農作物被害額は、集落ぐるみの対策等を進めてきた結果、令和5年度（令和4年値）で約1.6億円となり、ピークであった平成23年度に比べると大きく減少しています。

一方、イノシシによる被害額は豚熱の影響もあり過去最低水準となっていますが、シカ及びサルによる被害額は、近年やや増加傾向に転じています。また、依然として被害が大きい集落や被害軽減が実感されていない集落があります。

被害の大きい中山間地域等の農業者を中心に生産意欲の減退等深刻な影響が生じてきていることから、今後も有害鳥獣に対する効果的な被害防止対策等を総合的に講じていく必要があります。

■野生鳥獣による農作物被害額の推移■



10 自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大

日本は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性から、地震、台風、豪雨などによる自然災害の被害に繰り返し遭ってきました。また、高度経済成長の時代に急速に整備された道路や建物などのインフラは老朽化が進んでおり、一斉に耐用年数を超える状況にあります。

こうした状況から、国土強靱化やインフラ整備を精力的に進め、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない社会の重要な機能を平時から確保しておくことは、地域住民の生命・財産・産業競争力及び経済成長力を守るためのみならず、官民それぞれに、様々な状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすこととなります。

令和5年には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえた「国土強靱化基本計画」の見直しが行われ、その中で、農林水産においては、

- ・農山漁村における人命・財産を守る防災・減災対策
- ・国内の食料生産のためのハード対策とソフト対策を組み合わせた災害対策等の強化
- ・農林水産業の振興、農山漁村コミュニティの維持による災害対応力向上
- ・災害に強い森林づくり等の推進
- ・サプライチェーン*の災害対応力の強化
- ・応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進
- ・輸入・備蓄による食料の確保

などが掲げられています。

本県においても、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等から、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっており、令和5年に一部改訂した「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めています。

とりわけ、農業・農村では、老朽化が進行した農業用ため池や排水機場の豪雨対策や耐震化・長寿命化の取組とともに、決壊により周辺区域に人的被害等の影響を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池のハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進しているところです。また「三重県農業版BCP*」の普及啓発を行い、各農業関係団体の土地改良施設や共同利用施設等におけるBCPの策定を支援しています。

(1) 安全・安心な農村づくりの推進

(ア) 農業用ため池

県内の農業用ため池は3,000か所を越えて存在しており、そのうち防災重点農業用ため池は1,000か所ほどあります。その多くで老朽化が進行しているとともに、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨などに対する安全性が懸念されています。また、農業者の減少や高齢化の進行により、管理組織が脆弱化しており、日常の適切な維持管理が困難となっているため池が増加しています。

ため池の防災・減災対策を総合的に推進していくためには、防災工事とともに、ため池の適正な保全及び管理が行われる体制の整備が必要です。

(イ) 排水機場

集中豪雨が激甚化・頻発化する中、農地や宅地の湛水被害防止を目的に整備された県内の排水機場 136 か所のうち、令和 6 年度末には 96 か所（全体の 71%）が標準耐用年数を超過するなど、老朽化に起因する排水機能の低下により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。また、気象変化や状況に応じた適時・適切な管理が求められています。

排水機場の防災・減災対策を総合的に推進していくためには、施設機能の維持・強化とともに、管理体制の整備が必要です。

(ウ) 流域治水

農業・農村における流域治水の取組は、県内の「流域治水協議会」において策定された「流域治水プロジェクト」に基づいて、農地・農業水利施設を活用した各取組を進めており、令和 6 年度末時点の「田んぼダム」の取組実績は、168ha（6 市 2 町 23 組織）となっています。

農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を拡大していくためには、農業者など関係者の共感と取組の継続に向けた普及啓発が必要です。

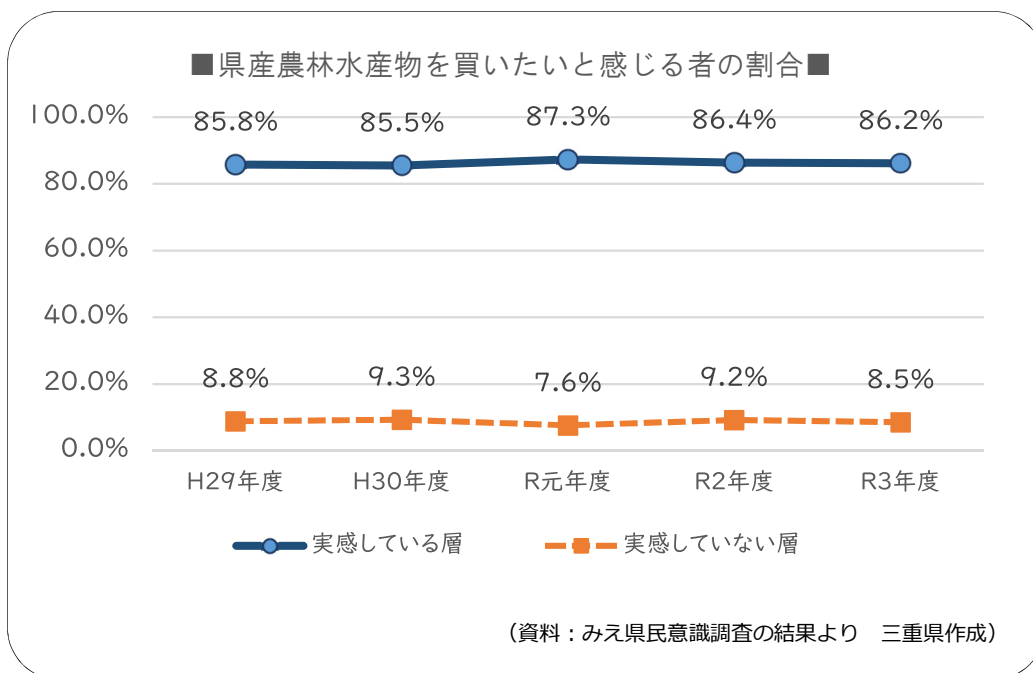
11 消費者ニーズの多様化、高度化

社会情勢や生活スタイルの変化等により、「モノ消費*」から「コト消費*」、「イミ消費*」等への変化やエシカル消費*の拡大、EC サイト*・ネットスーパーの利用が拡大するなど、消費者のニーズや行動が多様化しています。

こうした中、農産物等の生産・販売においては、単に農産物等を素材として供給するだけでなく、消費者ニーズ等の先取りや社会正義的な価値の創出、魅力ある県産品等の魅力発信をしていくことが求められています。

また、内閣府が令和 5 年度に実施した調査によると、我が国の農業を維持する上で消費者ができることとして、約 6 割が「地元で生産された食品を選ぶ」と回答しており、みえ県民意識調査の結果においても、県産農林水産物を買いたいと感じる者の割合は、令和 3 年度で 86.2%と高い結果になっています。

農林水産物の消費拡大に向け、このような消費者の視点を重視し、地産地消等を通じた新規需要の掘り起こしを行うことが重要となっています。



(1) 本県の食のさらなる魅力発信

令和7年に開催される大阪・関西万博をはじめ、さまざまな機会をとらえて、三重県が誇る農産物等を生かした三重県の魅力発信と販売チャンネルの拡大、誘客の増加につなげていくため、大都市圏や県内のホテル、飲食店などに向けた効果的なプロモーションに取り組んでいるところです。



■ 県産食材を使用したメニューの提供 ■

(ア) 大都市圏における販売

本県では、令和7年に開催される大阪・関西万博を見据え、県産農林水産物の更なる魅力発信と新たな販売チャンネルの拡大、誘客の増加につなげるため、関西圏のホテル・飲食店等へのプロモーションや三重県フェアの開催、県内ホテル・飲食店等と連携した県産食材メニューの提供などに取り組んでいます。

大阪・関西万博を契機に、関西圏のホテル・レストラン等をターゲットとして展開しているプロモーションの成果を生かし、引き続き、首都圏をはじめとする大都市圏において、県産食材の使用率の向上を図る必要があります。

(2) みえフードイノベーション*の推進や6次産業化*による新たな価値の創出

本県では、県産農林水産物を活用した商品やメニュー開発、販路開拓、流通体制の構築などに取り組む、「みえフードイノベーション」を推進し、みえの「食」を生かした新たな価値創出を促進するための仕組みとして、平成24年に「みえフードイノベーション・ネットワーク*」を立ち上げました。

ネットワーク会員数は、農林水産物の生産者、食品加工等の事業者など合計 348 事業者（令和 5 年度末）となり、ネットワーク会員等を対象に、新商品開発に向けた取組や県産農林水産物と実需者とのマッチング支援などを行っています。

今後は、「トキ消費*」や「イミ消費*」など、多様化する消費者ニーズに柔軟に対応していくために、多様な事業者の連携の推進、商品開発に向けた支援等を通じて、引き続き、みえの「食」の魅力を生かした新たな価値創出を促進していく必要があります。

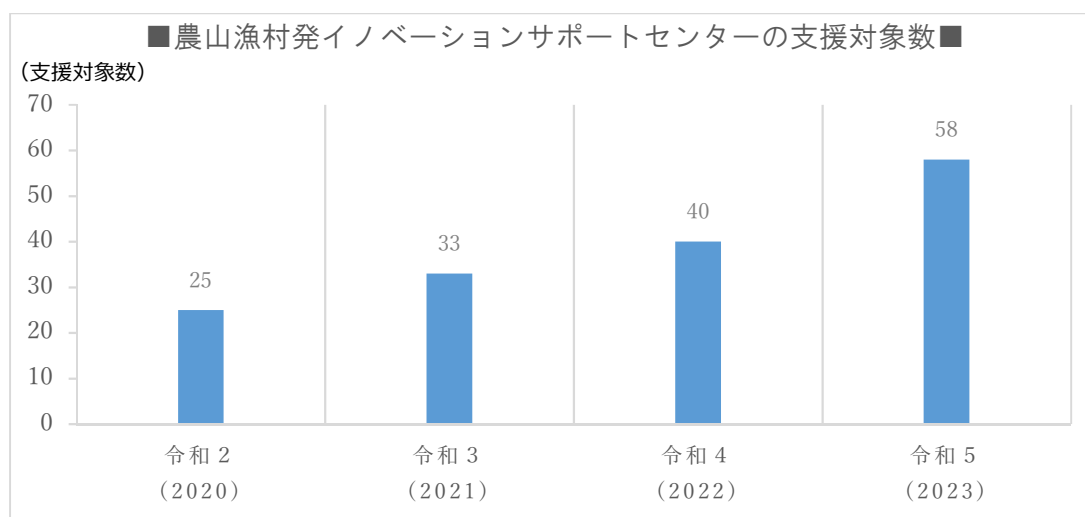
（3）農山漁村発イノベーション（6 次産業化*）の推進

本県ではこれまで、農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に効果のある取組の 1 つとして、農林漁業の 6 次産業化の推進に取り組んできました。

令和 4 年度からは、農山漁村の地域活性化を目的に、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって、新事業や付加価値を創出していく「農山漁村発イノベーション」として取り組んでいます。

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づく総合化事業計画の認定数は 81 件（令和 5 年度末）となっており、三重県が設置する「農山漁村発イノベーションサポートセンター」の支援対象数は、令和 2 年度から令和 5 年度までで 58 件でした。

生産物価格の低迷や国内外の産地間競争の激化、人口減少・高齢化による国内食市場の縮小や担い手の不足、資材価格の高騰等の課題に対応するために、農山漁村の有する多彩な地域資源の高付加価値化に向けた商品化への支援を行うとともに、食品産業事業者や異なる分野の事業者との交流を促し、新たな商品やサービスの創出を促すことで、地域における雇用や所得の創出を図る必要があります。



(資料：三重県調べ)

(4) S D G s * の取組

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、S D G s 「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」では、貧困や飢餓から、環境問題、経済成長や働きがい、ジェンダー平等に至る広範な課題が網羅されており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、人びとが人間らしく暮らしていくための社会的基盤を令和 12 (2030) 年までに達成することが目標となっています (17 のゴールとその課題ごとに設定された 169 のターゲット (達成基準))。

現在、S D G s の取組・意識が世界的に広く浸透し、自然資本や環境に立脚した農業においても、環境や生物多様性等への配慮・対応が求められ、持続可能性は農業の発展や新たな成長のための重要課題として認識されています。

また、国連では、平成 29 (2017) 年の国連総会において、令和元 (2019) 年～令和 10 (2028) 年を国連「家族農業*の 10 年」として定め、加盟国及び関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進等を求めています。

全国の農業経営体数は約 108 万経営体 (令和 2 (2020) 年) で、このうち家族経営体 (1 世帯で事業を行う経営体で、雇用者の有無、法人化の有無は問わない。) は 104 万経営体となっており、農業経営体全体の 96% を占めています。これは E U、米国など他の先進国でも同様の状況となっています。

本県においても、農業経営体 18,804 経営体のうち、家族経営体が 18,132 経営体で、96.4% を占めており、今後も農業の担い手として維持・継続を図っていくことが必要です。

特に、農村では、地域農業の維持・発展に向け、広域的に営農する農業経営体を中心としながら、小規模な兼業農家や高齢農業者、土地持ち非農家、企業や N P O 法人などが参画し、それぞれが共生していく営農体制を構築することが求められています。



12 「みどりの食料システム法」が施行されるなど環境と調和のとれた産業への転換を促進

近年、農林水産物等の生産から消費に至る食料システムを取り巻く自然環境が大きく変化する中で、農林漁業に由来する環境への負荷の低減と生産性の向上を両立し、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ることが、農林漁業の持続的発展と食料の安定供給の確保の観点から重要となっています。

国では、これらの状況に対処し、農林水産業の持続的発展等を確保する目的から、令和3年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、さらに令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が制定・施行されました。

本県では、みどりの食料システム戦略の実現のため、みどりの食料システム法に基づく「三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を29市町と共同で令和5年3月に策定し、環境と調和した農業を推進しています。

具体的には、環境負荷低減実証マニュアルの作成やみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を進めるとともに、地域ぐるみでの有機農業の推進の取組を支援しています。

また、化学合成農薬への過度の依存による薬剤抵抗性の発達等により、従来の防除体系では防除が困難となるケースが報告されています。有害動植物が発生しにくい生産条件の整備により、有害動植物の発生そのものを予防することに重きを置き、有害動植物の発生を予測し、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じるIPM*（総合的病害虫・雑草管理）を防除の基本として、広く農業者に対して普及・推進する必要があります。

（1）地域ぐるみでの有機農業の推進の取組

「三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」の目標として、令和9年度末までに、有機農業の取組面積300haを目指しています。

本県における有機農業の取組面積は令和3年度で約210haであり、耕地面積に占める割合は0.36%と全国平均の0.61%を下回っている状況です。

現状では、有機農業は栽培の不安定さや省力化の難しさなどから、慣行栽培に比べ生産性が低くコストが高くなる傾向にあります。有機農業の拡大に向けては、生産性向上につながる技術導入を推進するとともに、高付加価値化につながる市場の開拓が必要です。

また、本県では、地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組地域（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む3市（尾鷲市、伊賀市、名張市）を支援しています。

具体的な取組として、国の有機農業産地づくり推進事業を活用して、尾鷲市では減化学肥料栽培の専門家による指導に加え、学校給食へ有機農産物の試験提供が行われました。また、伊賀市・名張市では、有機農業における生産段階の取組や市内の有機農産物の流通を拡大させる取組など有機農業産地構想をまとめた有機農業実施計画が策定されました。

このような取組により、尾鷲市では令和6年1月20日、伊賀市、名張市では、令和6年7月27日にオーガニックビレッジ宣言がなされ、有機農業が推進されています。

こうした先進的なモデル地区の取組事例について、他の地区への横展開が求められています。

さらに、有機農業の拡大に向けた人材育成への支援として、令和2年度から県・市町・JA職員を対象に有機農業指導員育成セミナーを開催し、これまで42名の有機農業指導員の育成に取り組みました。これら指導員は、有機農業を志向する農業者に有機

J A S 認証制度に関する情報提供を行っています。令和 5 年度からは、普及指導員に対しグリーンな栽培体系に習熟した職員を育成する専門指導員研修を開催しています。



■有機質資材施用による土づくり■



■尾鷲市オーガニックビレッジ宣言と
同時開催されたマルシェの賑わい■

(2) 環境保全型農業の導入推進

本県では、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及・拡大を図ることを目的に、農業者等に対して「環境保全型農業直接支払交付金」を通じて支援を行う「環境保全型農業直接支援対策事業」を活用し、農業者の実施する環境保全型農業の取組拡大を支援しています。

具体的には、堆肥の施用、有機農業、畦畔の機械除草や I P M*（総合的病害虫・雑草管理）の取組に加え、水田の秋耕などの炭素貯留効果が高い取組も増えてきており、令和 5 年度の取組実績は、あわせて 349ha となっています。

令和 4 年度に施行されたみどりの食料システム法では、有機農業の取組面積拡大や化学肥料・化学合成農薬の使用量削減等が目標とされており、環境保全型農業直接支援対策事業を活用した取組は、これらの目標達成に貢献するととして、今後、拡大していく見込みです。

今後は、農業者等が導入する技術に関する技術的なサポートについて、普及センター等が中心となり、J A 等関係機関と連携して取り組むとともに、事業を活用する市町の拡大に向け、未実施の市町への事業説明や要望調査の実施により現場ニーズの把握に努めるなど、環境保全型農業の導入を促進していく必要があります。

13 農畜産物の持続的な供給に向け「適正な価格形成」に関する議論の高まり

昨今の原材料価格の高まりや円安の進行など事業環境が大きく変化する中で、食料システム全体で適正な価格形成が図られなければ、食料供給を担う事業者の事業継続が困難になり、食料供給基盤が脆弱化してしまうことが懸念されています。

国では、これらをふまえ、持続可能な食料供給の実現に向けて課題の分析を行いつつ、フードチェーン*の各段階でのコストを把握・共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するため「適正な価格形成に関する協議会」を開催し、議論が重ねられています。また、改正された「食料・農業・農村基本法」では、消費者や実需者のニーズに応じて生産された農畜産物について、市場

における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築する方針が示されました。

本県でも、令和5年度「食料自給総合対策調査特別委員会」において、「持続可能な農業の実現に向けて、資材価格の高騰時でも生産・流通コストを反映した適正な価格形成が図られるよう、必要な施策を講じること」と提言されました。

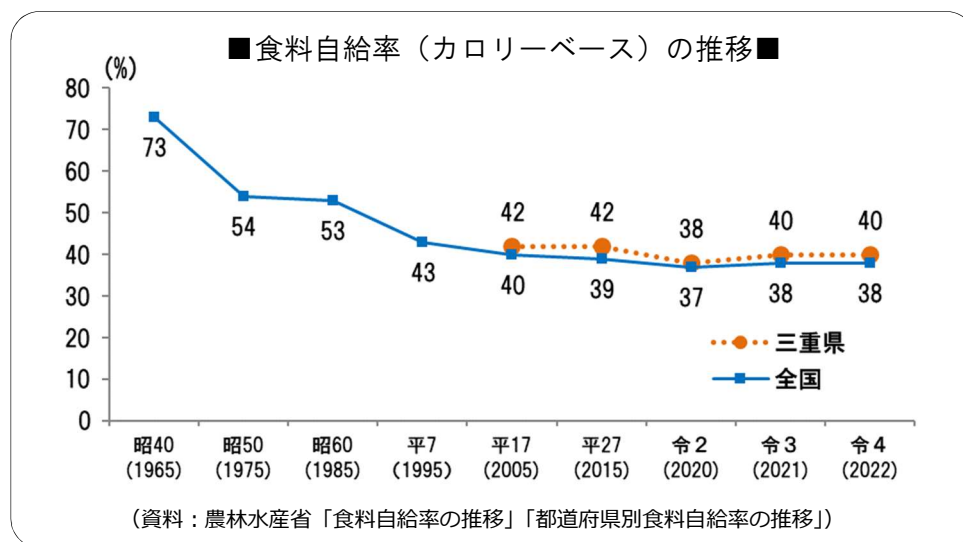
今後は、国の動向を注視しながら、消費者に対して、食品の生産・流通に関わる実態並びに生産資材、原材料等のコスト高騰の状況及び背景について電子・紙媒体などを活用し、わかりやすく伝える広報活動を行うとともに、生産者、地域の直売所等に対して適正な価格形成について研修会を開催するなど、消費者・生産者の理解促進が求められています。

14 国において「食料・農業・農村基本法」が改正

国では「食料・農業・農村基本法」を25年振りに改正し、世界及び我が国の食料をめぐる情勢の変化をふまえ「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念が見直され、関連する基本的施策等が定められました。

また、改正法で示された施策の方向に即して、「食料供給困難事態対策法」、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」、「農業の生産性の向上のためのスマート農業*技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）」といった関連法が成立し、新たな農政の実施に向けて動き出しています。

本県においてもこうした方向を見据えて食料の安定供給や環境と調和のとれた農業生産等の取組を着実に進めていく必要があります。



第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

農業・農村の役割として、「食料の持続的な供給」、「多面的機能*の発揮」、「地域経済と就業の場を担う産業」の3つがあげられます。

こうした役割が持続的に発揮されるよう、農業・農村の維持・発展に取り組む必要があります。

役割1 食料の持続的な供給

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して消費できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

しかし、国内での食料自給率は依然低位で、農業従事者の高齢化の進行など将来的な農業生産の不安定要素もある一方、地球温暖化の影響により、高温、干ばつ、大規模な洪水等の異常気象が頻発し、世界各地で局所的な不作が発生するなど、世界的な食料生産の不安定化が助長されており、食料を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。

三重県においても、県段階のカロリーベースの食料自給率は40%（令和4年度）で、近年は横ばい傾向にあることから、今後も、消費者の需要に応じた食料供給力の向上に取り組み、安心して食べられる農畜産物を安定的に供給することにより、県民の皆さんへの食料供給に対する安心感を醸成し、農業への理解を促進していく必要があります。

役割2 多面的機能の発揮

農業・農村は、農畜産物を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業生産や農村地域のさまざまな活動を通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しています。

特に三重県の農業・農村は、南北に長く、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や自然環境の中で、それぞれの気候・風土に適した農畜産物を供給するとともに、豊かな農村景観や歴史・文化を育んでいます。

県民の皆さんがゆとりと豊かさを実感できる暮らしを営む上で、農業・農村が持つ多面的機能は欠くことのできないものであり、将来にわたり持続的に多面的機能を発揮していく役割があります。

役割3 地域経済と就業の場を担う産業

近年、大規模な農業法人など企業的な経営が増加しているとともに、他産業から農業に参入する企業や農福連携に取り組む事業者も増えています。

また、自ら生産する農畜産物を使用した加工食品の開発や農家レストランの開業など、自ら生産した農畜産物に付加価値を付けて販売する6次産業化*に取り組む農業者が増加しており、その販売額も年々増加するなど、地域に新たな活力を生み出しています。

さらに、農畜産物の機能性を生かした新商品の開発や太陽光利用型の植物工場の設置、農畜産物の海外輸出の拡大など新たな価値創出への取組も進んでいます。こうした農業・農村の活動は、地域経済の循環と地域就業の場として大きな役割を担っています。

2 めざすべき将来の姿

三重県の農業・農村の活性化のためには、食に対する県民の皆さんの多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれていくことが重要です。

こうしたことをふまえつつ、三重県農業・農村がめざしていくべき具体的な姿を4つにまとめ、その実現に向けた取組を計画的かつ着実に進めていきます。

姿1 安全・安心な農畜産物が安定的に供給されている姿

- ◇多様な流通に対応できる産地が育成されるとともに国内外の販路開拓に向けた環境が整備されることにより、消費者や食品産業事業者のニーズに対応できる農畜産物の生産・流通体制が整い、マーケットで支持される農畜産物が安定的に供給されています。
- ◇行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導が行われるほか、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成につながる自主管理が生産、加工、流通に携わる人びとに定着し、安全・安心な農畜産物が供給されています。

姿2 雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農業者などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿

- ◇経営の法人化・多角化や雇用力強化、経営規模の拡大など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成や農業生産基盤の整備・保全等を通じ、力強い農業経営が実現しています。
- ◇こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農業者など多様な担い手が参画・共生する営農体制が集落等地域で構築され、地域農業の継続性が高まっています。
- ◇農業就業希望者を対象とした総合的な支援の展開や企業などの農業参入の促進を通じて、若者が就労の場として農業を選べる環境が整い、農業の次世代への円滑な継承が実現しています。

姿3 農村における地域活力の向上と多面的機能*の発揮が図られている姿

- ◇地域に暮らす人びとや地域内外のさまざまな主体が参画することにより、農業・農村の持つ多面的機能が維持・発揮されます。さらに、農村の豊かな資源を活用したビジネスの創出につながる多様な地域活動が展開されることにより、新たな雇用の場が創出され、地域の活力が向上しています。
- ◇地域防災力の強化や生活環境の整備、獣害につよい集落づくりが進むとともに、多面的機能を維持・発揮させていく体制が整うことにより、安心して暮らすことができる農村が実現しています。

姿4 食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

- ◇農業を取り巻く環境が変化していく中で、多様化するニーズに応える新たな価値が農業や食品関連産業等に関わるさまざまな主体から提案され、地域資源の特徴を生かした競争力ある産品等が提供されることにより、県民等の皆さんの豊かな暮らしにつながっています。
- ◇環境への負荷の低減を図りながら、食料・農業の生産力向上と持続性の両立を目指す、環境に配慮した農業生産の取組がより一層進み、農業の持続性が向上しています。
- ◇県民の皆さんや消費者が県産農産物等の魅力に触れる機会が増え、農業が果たす価値への理解が進むことにより、農業が県民の皆さんや消費者から適正に評価、支持されています。

3 新たな計画における取組方針

今回の基本計画の策定にあたっては、現行計画におけるこれまでの成果や課題、本県の農業・農村を取り巻く環境の変化、国における「食料・農業・農村基本法」の改正などをふまえた上で、基本施策ⅠからⅣにおいて新たな計画における取組方針を設定しました。

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

これまでの取組の成果と課題

消費動向をふまえた主食用米の生産により米の価格安定が図られるとともに、麦・大豆や飼料作物等の作付が増加しました。また、新品種の導入やスマート農業*技術の普及による生産性の向上、伊勢茶マイボトルキャンペーンなどの実施による販売促進、柑橘や伊勢茶、和牛における輸出拡大が図られました。

安全・安心な食料の安定供給に向けては、主食用米の生産の継続と水田の有効活用の推進、各作目に応じた生産性向上及び販売促進のさらなる対策が必要です。

- ◇令和2年10月に策定した「水田農業戦略2020」に基づき水田農業の振興に取り組み、消費動向をふまえた主食用米の生産により価格安定が図られるとともに、麦・大豆や飼料作物等の転換作物の作付が増加
- ◇高温等気候変動に対応した米やイチゴ等における新品種の導入、省力化や高品質化等に資するスマート農業技術の普及が進展
- ◇県産米のアンバサダーマーケティングの実施、令和3年12月に策定した「伊勢茶振興計画」に基づく伊勢茶マイボトルキャンペーン等の展開や伊勢茶の輸出拡大、柑橘における輸出拡大、花きでの産地PRなどにより販売が促進
- ◇畜産では、高収益型畜産連携体*の育成に取り組み、異業種との連携促進や施設整備の推進を図ることで、経営の規模拡大と効率化が進展、また、意欲ある経営体による和牛の輸出が拡大
- ◇円安や国際情勢の影響により、原料を海外に依存する資材の価格高騰や入手の困難が発生
- ◇農薬や肥料、飼料等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示の監視・指導の実施、食品事業者のコンプライアンス意識の向上を図る取組等の継続により農業の生産・流通における安全・安心が確保

取組指標 (令和2～令和5年度)	単位	計画時 (R元 _{一部H30})	各年度実績値(目標値)			目標 (R11)
			R3年度	R4年度	R5年度	
農業産出等額	億円	1,205	1,153(1,214)	1,171(1,218)	1,188(1,222)	1,225
米、小麦、大豆の自給率 (カロリーベース)	%	78	80.8(79.0)	80.0(79.5)	84.2(80)	83
産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	産地	—	10(10)	15(15)	20(20)	50
高収益型畜産連携体* 数(累計)	連携体	16	24(24)	26(26)	28(28)	40
農業の生産・流通における安全・安心確保率	%	100	100(100)	100(100)	100(100)	100

- ＜課題＞
- ・消費動向をふまえた主食用米の生産の継続と水田の有効活用
 - ・各作目に応じた、生産性向上及び販売促進対策の実施
 - ・食料の安定供給に向けた飼料や肥料といった資材の安定した確保
 - ・農業の生産・流通における安全・安心の確保に向けた、継続した取組の実施



新たな計画における 取組方針	安全・安心な食料の安定供給のための <u>農畜産物の生産・流通体制の強化</u>
■消費動向をふまえた主食用米の生産振興、麦・大豆や飼料作物、米粉用米、野菜等の作付推進による水田の有効活用 ■高温等気候変動に対応した米やイチゴ等における品種の<u>作付拡大</u>、省力化や高品質化等に資するスマート農業*技術の普及 ■伊勢茶の消費拡大、柑橘における輸出拡大、花きにおける産地PRなどによる販売促進や物流の2024年問題への対応 ■畜産経営の規模拡大と効率化に向けた異業種との連携促進や施設整備の推進、和牛の輸出拡大、家畜伝染病の予防対策 ■原料を海外に依存する飼料や肥料の自給体制の強化 ■生産から販売まで食に関わる事業者のコンプライアンス意識の醸成	

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

これまでの取組の成果と課題

人・農地プランや地域計画*の策定への支援を通じて、地域営農体制の構築を推進するとともに、農地中間管理事業*の実施により、担い手への農地集積が進展しました。また、農業生産基盤の着実な整備による生産性の向上、優良農地の確保が図られました。

一方で、農業者の減少などから、担い手をはじめ多様な人材の確保・育成、意欲ある小規模な兼業農家等の営農継続や、農地や経営の集約化による農業経営の体質強化が必要です。また、農地や水路等、農業生産基盤の維持・発展、実需者のニーズに対応した農畜産技術の研究開発と普及が必要です。

◇県内外の就農フェアにおけるPR、就農者の受入れ先となる法人の労働環境の整備等の促進、就農の各ステージにおけるきめ細かなサポート等、総合的に取組を進めたことで、新規就農者を確保

◇農業版MBA養成塾(平成30年4月開講)を実施するとともに、経営課題の改善や人脈作り等を支援するみえ農業経営社長塾(令和4年11月開講)を開催するなどにより雇用力があり先進的な経営を実現する農業者の育成、経営継続に向けたサポート

◇人・農地プランや、令和5年4月に改正「農業経営基盤強化促進法」が施行されたことに伴う地域計画の策定支援を通じ、関係機関と連携して地域営農体制の構築を推進するとともに、農地中間管理事業等の実施により担い手への農地集積が進展

◇令和2年3月に改定した「三重県農業農村整備計画」に基づく農業生産基盤の着実な整備により生産性が向上、また、農地制度の適正運用により優良農地を確保

◇実需者のニーズに対応した研究に取り組むことで、新品種や省力化技術などの研究成果を農業者や食品産業事業者が活用

取組指標 (令和2～令和5年度)	単位	計画時 (R元-第H30)	各年度実績値(目標値)			目標 (R11)
			R3年度	R4年度	R5年度	
認定農業者*のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	%	34.3	30.2(37)	27.5(38)	32.5(40)	50
地域活性化プラン*策定数(累計)	プラン	414	539(539)	564(564)	589(589)	739
担い手への農地集積率	%	37.9	43.8(46)	44.8(49)	46.0(52)	70
新規就農者数(単年度)	人	169	165(180)	142(180)	121(180)	180
農業と福祉との連携による新たな就労人数(単年度)	人	—	49(48)	56(48)	49(48)	48
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	%	43.0	48.3(48.3)	51.7(51.7)	55.2(55.2)	80.0
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	件	175	250(250)	275(275)	300(300)	450

- ＜課題＞
- ・ 将来の農業を支える担い手や多様な人材の確保・育成及び意欲ある小規模な兼業農家等の営農継続
 - ・ 農地や経営の集約化やスマート農業*技術等農畜産業の新技術の導入による効率化を進めるなど農業経営の体質強化
 - ・ 農地や水路等、農業生産基盤の維持・発展
 - ・ 気候変動、環境負荷低減など農畜産業の高度な技術課題への対応と開発技術の速やかな実用化



新たな計画における 取組方針	持続可能な農業の実現に向けた <u>多様な農業人材の確保、経営の集約化・効率化の加速</u>
	■ 新規就農者をはじめ担い手の確保・育成 ■ 農業における多様な人材の確保や農作業代行など労働力を補完する事業体の育成 ■ 小規模な兼業農家等も参画する地域営農体制構築の推進 ■ 担い手への農地や経営の集約化、農作業の省力化や効率化の促進 ■ スマート技術に対応した基盤整備の展開、農業水利施設の保全管理体制の強化 ■ 効果の高い研究成果の創出及び普及を効果的に図るため民間企業、大学等研究機関との連携を強化

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

これまでの取組の成果と課題

農地・水路・農道等の地域資源の維持・保全活動や中山間地域等における農業生産活動への支援により、共同活動や営農活動に取り組む集落の増加が図られました。また、農業用ため池等の豪雨・耐震化等の対策、中山間地域等における生産基盤・生活環境の整備、獣害対策への支援などにより農業の持続性を高めるとともに、農村の快適性が維持・向上しました。

一方で、高齢化等により集落機能の維持や共同活動の継続が困難になっていることから、農村を支える多様な人材の確保・定着を図る必要があります。また、生産基盤や生活環境の整備、獣害対策の推進など農村に人が住み続けるための条件の整備が必要です。

- ◇ 農林漁業体験民宿等の地域の多様な資源を活用した事業活動に取り組む人材の育成や、地域の魅力の情報発信に取り組んだことで、農山漁村の交流人口が増加
- ◇ 農地・水路・農道等の地域資源の維持・保全活動や中山間地域等における農業生産活動が持続的に行われるよう支援したことで、共同活動や営農活動に取り組む集落が増加
- ◇ 農業用ため池や排水機場の豪雨・耐震化対策及び長寿命化を進めたことで、被害が未然に防止される面積が増加

- ◇中山間地域等において、農業用排水路や集落道路等の生産基盤・生活環境の整備を進めるとともに、地域資源を活用した加工施設の整備や生産条件不利地での営農継続を支援したことで、農業の持続性が図られるとともに、農村の快適性が維持・向上
- ◇獣害対策を担う人材の育成や集落等における「体制づくり」、侵入防止柵の整備などの「被害対策」、生息調査や計画的な捕獲による「生息数管理」を進めたことで、野生鳥獣による農作物被害が減少

取組指標 (令和2～令和5年度)	単位	計画時 (R元 ^{一部H30})	各年度実績値(目標値)			目標 (R11)
			R3年度	R4年度	R5年度	
農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)	取組	—	40(34)	58(52)	75(70)	175
農山漁村の交流人口	千人	1,503	1,165(1,563)	1,633(1,593)	1,679(1,623)	1,803
多面的機能*維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	%	53.7	55.2(56.1)	55.7(57.3)	56.2(58.5)	65.8
ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	ha	3,357	3,996(3,708)	4,169(3,856)	4,727(4,376)	8,000
「人・農地プラン」を策定した中山間地域の集落率	%	23	38.2(30)	42.7(32.5)	42.7(35)	50
野生鳥獣による農業被害金額	百万円	233	197(219)	154(211)	161(204)	161

- ＜課題＞
- ・多様な人材の定着に向けた所得と雇用機会の確保
 - ・農村地域の集落機能の維持・強化に向けた人材の確保
 - ・農村地域に安心して暮らせるための防災・減災・強靱化の推進
 - ・農業の生産基盤や農村の生活環境の整備、獣害対策の推進など、農村に人が住み続けるための条件の整備

新たな計画における取組方針	地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村振興、安心して暮らせるための農村づくり
■ 地域農業の活性化に向けた中山間地域を含めた集落や産地における新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大、地域営農体制の構築 ■ 地域資源を活かした農泊の推進や地域活性化施設の整備による所得と雇用機会の確保や関係人口の創出 ■ 広域化、外部団体等とのマッチング及び非農業者の参画による地域の共同活動や営農活動組織の体制強化 ■ ため池対策や排水施設整備、流域治水の推進による防災・減災機能の維持・強化 ■ 獣害対策を担う人材の育成や集落等における体制づくり、侵入防止柵の整備、捕獲、生息数管理等、総合的な獣害対策の実施	

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

これまでの取組の成果と課題

消費者ニーズ等に対応した新たな価値創出により、県内事業者の商品等の売上額が増加したほか、ホテル等での「三重県フェア」の開催を通じて、県産食材の活用が拡大しました。

また、食育*の推進により県民と農業者の交流や農業体験活動が増加するとともに、地産地消の推進により県産農産物等の活用の拡大につながりました。

引き続き、県産農産物等の活用拡大に向けた魅力発信及び販路拡大を図るとともに、地産地消や食育を通じた県民の農業等への一層の理解醸成が必要です。

一方、令和3年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」が策定されたことに続き、同戦略を推進する法的根拠である「みどりの食料システム法」が令和4年7月に施行されるなど、環境と調和した農業の実現が求められていることから、環境に配慮した持続可能な農業生産の取組を、より一層進める必要があります。

- ◇事業者間の多様な連携を推進し、消費者ニーズ等の変化に対応した新たな価値創出により、県内事業者の商品等売上額が増加
- ◇東京2020大会に向けて取組を本格化した平成29年度以降、首都圏のラグジュアリーホテル等とのマッチングを強化し、「三重県フェア」を開催したことにより、県産食材の活用が拡大
- ◇令和5年3月に「三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を策定し、市町や農業者における有機農業等、環境への負荷の低減に向けた取組が拡大
- ◇令和3年3月に策定した「第4次三重県食育推進計画」に基づき、多様な主体との連携・協働のもと、家庭、学校、地域等の様々な場面における食育の推進により、県民と農業者等の交流や農業体験に取り組む団体が増加
- ◇県内企業や学校と連携し、社員食堂や学校給食における地産地消の推進による県産農産物等の活用の広がり

取組指標 (令和2～令和5年度)	単位	計画時 (R元 ^{一部H30})	各年度実績値(目標値)			目標 (R11)
			R3年度	R4年度	R5年度	
「みえフードイノベーション*」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額(累計)	億円	4	23(15)	34(22)	48(30)	99
県産農林水産物を生かした新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業数(累計)	件	187	290(250)	322(275)	352(300)	450
県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数(累計)	者	7	30(33)	47(43)	62(57)	129
農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数(累計)	件	10	42(45)	62(65)	102(85)	205

- <課題>
- ・消費者ニーズ等の変化に対応した商品開発等を支援するための業種を超えた連携促進
 - ・県産農産物等のさらなる魅力発信、及び販路拡大
 - ・有機農業をはじめとする、環境への負荷の低減につながる農業の取組拡大
 - ・地産地消や食育*の推進などを通じた、県民の農業等への理解醸成



新たな計画における 取組方針	消費者のニーズや行動に合わせた <u>価値創出</u> や <u>魅力発信</u> 、 <u>農業における環境への負荷の低減</u> 、生産・流通等のコスト増加をふまえた適正な価格形成に対する <u>県産農産物等への理解の促進</u>
	■大都市圏等における「みえの食」のプロモーションや電子商取引の推進 ■事業者間連携を促進するためのマッチング機会の創出 ■県産農産物等の販路拡大に向けた地域商社及び物流事業者等との連携強化 ■環境への負荷の低減に資する技術の導入や有機農業の拡大、関係者の理解醸成 ■持続可能な食料供給に向けた生産者や消費者への働きかけ

第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開

4つの「めざすべき姿」の実現に向け、次のとおり4つの「基本施策」を定めるとともに、その下に17の「基本事業」を位置付けて、施策を展開していきます。

＜基本施策と基本事業の体系＞

I 安全・安心な農産物の安定的な供給

- － 1 県民等への食料供給を支える水田農業の推進
- － 2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
- － 3 畜産業の持続的な発展
- － 4 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

- － 1 新規就農者の確保・育成
- － 2 農業経営体の持続的な経営発展の促進
- － 3 農業を支える多様な担い手の確保・育成
- － 4 農業生産基盤の整備・保全
- － 5 農畜産技術の研究開発と普及

III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

- － 1 地域の特性を生かした農業の活性化
- － 2 地域資源を生かした農村の活性化
- － 3 多面的機能の維持・発揮
- － 4 安全・安心な農村づくり
- － 5 獣害につよい農村づくり

IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

- － 1 新価値創出と戦略的プロモーションの推進
- － 2 環境への負荷の低減につながる農業生産活動の促進
- － 3 持続可能な食を支える地産地消・食育の推進

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

県民をはじめとする消費者からの「食」への多様なニーズに応え、**安全・安心な食料を安定的に供給するため、農畜産物の生産・流通体制の強化**を図ります。

国内外での新たな需要の取り込みや、スマート農業*技術の導入、気候変動に対応する生産対策の推進、飼料や肥料の自給体制の強化、家畜伝染病の発生防止等対策の徹底などを通じて、「持続可能な農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、収益性と高付加価値化を意識した農業の展開を図ります。

また、農薬等の生産資材の使用や米穀等の食品表示について、行政による適切な指導・監督、生産・加工・流通に携わる人びとによる自主管理の定着を促進するとともに、消費者の「食」に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図ります。

基本目標指標

農業産出等額	農業生産によって得られた農畜産物、これらを原料とする加工農産物の生産額等の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ）（経営所得安定対策*等による交付金等を含む）	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	1,188 億円 （令和 4 年値）	1,225 億円 （令和 15 年値）

※令和 16 年度の目標値に対する実績は、令和 17 年春に把握できる令和 15 年の実績値により測ることとします。（農林水産省公表資料・三重県調べ）

現状と課題

本県では、平野部の水田地帯を中心に、米や小麦、大豆などの水田活用作物が生産されているほか、中山間地域においては、柑橘や茶、畜産物など、地域特性を生かした多彩な品目が生産され、県内外への供給や輸出の拡大に向けた取組などを通じて、本県の「食」の魅力の向上に貢献しています。

一方、農業産出額は、新型コロナウイルスの終息に伴い、ここ数年、増加傾向にあります。稲作依存度が高い本県農業の実情から、主食用米の需要減少などにより、長期的に見ると平成 14（2002）年の 1,279 億円と比較して令和 4（2022）年には 15%減の 1,089 億円となるなど、厳しい状況となっています。

このような中、安全・安心な農畜産物をマーケットニーズに対応して安定的に供給していくためには、スマート農業等の新たな技術や新品種の導入も図り、農畜産物供給力の維持向上に努めるとともに、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など、「食」の有するポテンシャルを最大限に活用し、消費者が期待する価値を発揮していくことが必要です。

また、消費者の食の安全・安心や環境保全に対する社会的な関心が高まる中、農畜産物の生産から流通に至る一貫した監視指導等に取り組んでいますが、食品の不適正な表示などが発生しています。

食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、家畜防疫の強化や農薬等生産資材の適正使用管理、米穀等の販売事業者の監視・指導の徹底、安全・安心な農畜産物生産システムの構築を図ることが必要です。

主な取組

- ① 食料の生産力を強化するため、水田農業における多収品種の導入及び生産の拡大、省力化技術やスマート機器の導入を促進するとともに、輸出用米などの新たなマーケットに対応した作物の生産拡大を進めます。
- ② 園芸産地の維持・発展を図るため、新品種等の導入拡大、栽培する品目の複合化、次世代施設園芸技術等の導入、加工・業務用需要や海外市場への対応など、国内生産量に対する県内生産シェアの維持・拡大を進める園芸産地の取組を支援します。
- ③ 畜産物の高品質化や生産コストの低減を進めるとともに、県内外への安定供給や輸出の促進、また、基幹食肉処理施設の機能維持を図るとともに、必要な施設整備の検討を進めます。
- ④ 高病原性鳥インフルエンザや豚熱・アフリカ豚熱などの家畜伝染病の発生予防や発生に備えるため、関係団体と連携した防疫体制の強化に取り組みます。
- ⑤ 気候変動に対応する生産への取組として、高温耐性米の生産拡大を図るとともに、遮光資材等の活用による施設園芸の高温対策や果樹の日焼果対策、畜産における畜舎の暑熱対策等を進めます。
- ⑥ 原料を海外に依存する飼料や肥料の自給体制の強化を図ります。
- ⑦ 農業が若者にとって魅力を感じる産業としていくために、国内外での新たな需要の取り込みや、ICT*等の活用によるスマート農業*技術の導入など、「持続可能な農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進します。
- ⑧ 米穀等の販売事業者の監視・指導を徹底するとともに、GAP*等農畜産物の生産工程管理及び衛生管理の推進、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用指導を進めます。
- ⑨ 生鮮食料品の安定的・効率的な供給を図るため、卸売市場の監視・指導に取り組みます。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業Ⅰ-1】県民等への食料供給を支える水田農業の推進

- ◇ 国の米政策への対応を図りつつ、製粉事業者とのサプライチェーン*が形成されている小麦の生産拡大、実需者からの需要が高い大豆の単収向上及び生産拡大、地域の特性に応じた新たな作目の導入などを経営所得安定対策*等の活用により促進します。
- ◇ 米については、高温耐性のある三重23号（ブランド名：結びの神）等の品種の生産拡大を図るとともに業務用途向けの多収品種などの生産拡大により生産性を向上させます。また、国制度を活用しつつ、米粉用米、輸出用米の生産を拡大し、新たな販路の開拓について支援します。
- ◇ 麦の安定した生産と実需の要望に対応した品質を確保するため、優良品種の選定を行うとともに、排水対策、適期防除の徹底を推進します。
- ◇ 大豆の単収の向上に向けて、適期播種を可能にする「サチユタカA1号」の作付拡大を進めるとともに、排水対策、適期防除などの徹底を推進します。また、フクユタカに代わる極多収系統品種の検討を進めます。
- ◇ 水田作物の作業の省力化や品質等の向上に向けて、AI*やIoT*、ロボット等を活用したスマート農業*技術の導入促進を図ります。

取組目標		
米、小麦、大豆の 自給率（カロリーベース）	県民の皆さんが食料として消費する米、小麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合	
	現状値 令和6（2024）年度	目標値 令和16（2034）年度
	81.7% （令和2～4年度平均値）	85.5% （令和15年度値）

※米、小麦、大豆の3品目で目標値を設定する。

※令和16年度の目標値に対する実績は、令和17年秋に把握できる令和15年度の国公表数値により測ることとします。（農林水産省公表資料）

◆米、麦、大豆の自給率（カロリーベース）目標

品目	現状値 令和6（2024）年度	令和11（2029）年度	目標値 令和16（2034）年度
米麦大豆	81.7% （令和2～4年度平均値）	83.6% （令和10年度値）	85.5% （令和15年度値）
米	124.0%	126.3%	128.5%
麦	27.7%	28.1%	28.4%
大豆	26.6%	39.9%	39.9%

【基本事業Ⅰ-2】消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

- ◇ 新たな国内外の需要への対応や新技術の導入などに取り組む園芸産地を支援し、県産園芸品目の生産シェアの維持・拡大に努めます。
- ◇ 野菜については、環境モニタリングによるデータ活用やスマート農業*機械等の導入による省力、高品質栽培を推進します。また、省力機械の導入を進めることで、水稻や茶、花きなど他品目と組み合わせた野菜生産を推進し、加工・業務用需要にも対応した野菜の生産拡大に取り組みます。
- ◇ 果樹について、労働生産性の向上に向け、柑橘における双幹樹形等の省力技術の導入や園地の基盤整備を支援するとともに、優良品目、品種への転換や輸出向け生産等、消費者及び実需者のニーズに即した生産を推進します。
- ◇ 茶については、伊勢茶ブランドの認知度向上に向けたプロモーションに取り組むとともに、有機茶やかぶせ茶栽培の導入や煎茶における製茶機の性能向上など、伊勢茶のブランド力の強化に資する生産改善の取組を積極的に支援します。また、引き続き、地域の茶業振興に取り組む産地構造改革プロジェクトの支援や輸出の拡大に取り組みます。
- ◇ 花き・花木については、需要が高く特色ある品目導入などを進めるとともに、効率的な花き輸送体制の構築に向けた共同集荷拠点の整備等を支援します。また、関係団体等と連携した花育・緑育活動の推進や消費拡大イベントの充実を図ることで、県産の花とみどりの普及拡大に取り組みます。
- ◇ 令和8年度に三重県で開催される関西茶業振興大会や令和9年度に横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会等の全国的なイベント、次回式年遷宮を好機と捉えて、県産園芸品目産品の魅力発信を促進します。

取組目標		
国内生産量に対する県内園芸品目生産シェアの伸び率	野菜、果樹、茶の国内生産量に対する県内産地で生産される生産量の割合の伸び率	
	現状値 令和6（2024）年度	目標値 令和16（2034）年度
	100% （令和5年度値）	110% （令和15年度値）

※野菜5、果樹2、茶1の8品目で目標値を設定する。

※茶・野菜に関しては、農林水産省作物統計調査に基づく。

※果樹に関しては、果樹生産出荷統計に基づく。

◆国内生産量に対する県内園芸品目生産シェアの目標

	品 目	現状値 令和 6（2024）年度	令和 11（2029）年度	目標値 令和 16（2034）年度
		シェア率 （％）	シェア率 （％）	シェア率 （％）
野 菜	キャベツ	0.83	0.86	0.89
	ハクサイ	1.08	1.15	1.23
	ネギ	0.93	0.97	1.02
	イチゴ	1.14	1.16	1.17
	カボチャ	1.10	1.20	1.29
果 樹	温州ミカン	2.32	2.54	2.76
	カキ	2.09	2.09	2.09
茶	茶（荒茶）	6.94	7.29	7.63

※現状値：（果樹は令和 4 年度値、5 年度値の平均、野菜・茶は令和 5 年度値）

【基本事業 I-3】畜産業の持続的な発展

- ◇ CPTPP*や日欧EPA*等への円滑な対応を図りつつ、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体*づくりを進めます。
- ◇ AI*やIoT*、ロボット等を活用したスマート農業*技術の導入等により、畜産業のさらなる生産性の向上を図るとともに、高温化に対応する畜舎の暑熱対策等に取り組みます。
- ◇ 飼料用トウモロコシの生産拡大やエコフィードの利用、地域資源として堆肥の利用拡大を進めることで、飼料や肥料の自給体制の構築を図るとともに、肥育素牛の県内生産体制の構築、県産畜産物のブランド力向上と県内外への安定供給や輸出の促進等に取り組みます。
- ◇ 家畜伝染病に係る防疫体制の強化を図ります。特に、高病原性鳥インフルエンザや豚熱・アフリカ豚熱に対しては、農場へのウイルスの侵入防止に向けた対策を徹底します。
- ◇ 基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めるほか、畜産経営の安定化を図るため、国の経営安定制度等の活用を促進します。

取組目標		
高収益型畜産連携 体*数（累計）	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、生産コスト低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上及び雇用の創出等をめざす連携体数（累計）	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	28 連携体 （令和 5 年度値）	45 連携体 （令和 16 年度値）

（三重県調べ）

【基本事業Ⅰ-4】農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

- ◇ 農薬や肥料、飼料等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などの計画的な監視・指導に取り組みます。
- ◇ 食品事業者のコンプライアンス(法令順守)意識の向上を図るため、研修会等様々な取り組みを行います。
- ◇ G A P *（生産工程管理）の普及拡大を図るため、認証取得・維持に向けた推進、支援に取り組むとともに、G A P 推進指導員の確保育成を図ります。
- ◇ 消費者に対してホームページや情報誌、メールマガジンや学習講座など多様な手段を活用し食の安全に関する情報提供の充実や普及啓発を図ります。
- ◇ 消費者、食品関連事業者、学校等、生産者等多様な主体が相互理解を深めるため、研修会やイベント等でリスクコミュニケーションを実施します。
- ◇ 卸売市場における生鮮食料品の安定的な供給に向け、卸売市場法に基づく取引ルールの遵守と、食品衛生法に基づく衛生管理の徹底を図るとともに、市場の健全な業務運営と活性化を促進します。

取組目標		
農業の生産・流通 における安全・安心確保率	農薬等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などを適正に行っていることを監視等により確認した生産・流通関連事業者（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	100% （令和 5 年度値）	100% （令和 16 年度値）

（三重県調べ）

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

農業を次世代に継承していくため、就農準備から定着、発展までの各ステージに応じた新規就農者への支援に取り組むとともに、雇用力のある農業法人等を立ち上げる農業ビジネス人材の育成に取り組みます。

また、農福連携や、女性、若者、外国人等の農業経営体や産地を支える**多様な人材の確保**や農作業代行など労働力を補完する事業体の育成に取り組みます。

農業経営体の経営を発展させるため、**農地や経営の集約化による規模の拡大や省力化、効率化**を進め、経営の複合化や多角化、法人化等に取り組むとともに、地域農業の発展に向け、こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農業者等による家族農業*の維持・継続、集落営農*の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。

農業者の経営発展や産地の強化・充実に支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体によるサポート活動の促進、研究開発の高度化と成果の普及や実用化に向けた民間企業や生産者、大学等の研究機関との連携に取り組むとともに、優良農地の確保や農業生産基盤の整備・保全、災害からの円滑な農業復旧に取り組みます。

基本目標指標

認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	認定農業者*のうち、 <u>所得</u> が 500 万円以上の経営体が占める割合	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	32.5% (令和 5 年度値)	50% (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

現状と課題

認定農業者に対して行った経営実態調査では、認定農業者*の令和 5 年の農業所得が平均で 883 万円となっており、他産業の従事者と遜色ない所得となっているものの、3 分の 2 が 500 万円未満となっています。この中で、特に、水田農業など土地利用型の農業経営体における農業所得が相対的に低くなっており、こうした経営体の農地集積等による経営規模の拡大に向けて、地域における土地利用の合意形成を促進するとともに、省力化や効率化による生産性の向上や経営の法人化、多角化等を促し、農業所得の向上を図る必要があります。

また、中心となる担い手が不在の地域等において、営農の継続を図るため、小規模な兼業農家や高齢農業者等による家族農業が維持されるとともに、集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入など農業経営の集約化を促進する必要があります。

一方で、本県の基幹的農業従事者数は令和 2 年には 18,819 人となり、5 年前の平成 27 年と比べ約 32%減少するとともに、65 歳以上の割合は 81%、80 歳以上の割合でも

21%を占めるなど著しく高齢化が進んでいることなどから、新規就農者の確保・育成が必要です。

本県における新規就農者（45歳未満）は、年間147人（令和元年から5年までの5年平均）で、このうち8割程度が農業法人に雇用されて就農しています。こうした状況をふまえ、独立自営就農者に対しては、就農準備から就農・定着・発展までの各段階におけるきめ細かなサポートが必要であるとともに、雇用就農者の受け皿となる農業法人の確保に向け、農業法人等を立ち上げる経営者人材の育成と、農業法人における就業環境の整備が求められています。さらに、産地や経営体では、農業経営を支える労働力が不足しており、農福連携や、女性、若者、外国人等の多様な人材の確保や労働力を補完する農業支援サービス事業体の育成が喫緊の課題となっています。

農業分野における担い手確保と福祉分野における障がい者等の就労促進といった課題に対応できる農福連携に、三重県では平成24年度から本格的に取り組んでいます。これまでの取組により、令和5年度末の時点で、農業参入した福祉事業所は51事業所で725人が農業に従事、障がい者を雇用した農業経営体は24経営体で44人が雇用、施設外就労*を実施している農業経営体は19経営体となり、農福連携の取組件数（累計）は94件（令和6年3月末時点）で就労者は769人となっています。今後も、障がい者による農作業の請負（施設外就労）等の促進により、障がい者の就労機会を拡大するとともに、「福」の範囲を広げ、生きづらさや働きづらさを感じている若者等の農業を通じた社会参画の取組が求められています。

こうした農業経営体の経営発展に向け、営農の高度化・効率化、農畜産物の品質向上を図るため、生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、生産や加工等技術について、研究開発に取り組み、生産現場等への普及を図ることが必要です。

主な取組

- ① U・Iターンによる就農者の受入環境の整備や就農準備から就農・定着・発展に至る切れ目のない新規就農者への支援などを通じて、農業の内外から幅広い人材を呼び込むとともに、次世代農業の主軸となる担い手を確保・育成するため、産学官の連携により農業ビジネス人材を養成する仕組みの運用に取り組めます。
- ② 産地における農繁期等の労働力を確保するとともに、農業経営体と労働力となる多様な人材とをマッチングする仕組みの周知に取り組めます。また、農業経営体において従事者が定着するよう、労働環境の整備に取り組めます。
- ③ 農業分野における障がい者就労の促進に向け、農福連携に取り組む事業所等で構成される協議会や農福連携全国都道府県ネットワーク等と連携しながら、農福連携の認知度向上、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成、農業経営体と福祉事業所との農作業のマッチング、ノウハウ商品*の発信、企業とのパートナーシップ連携の構築などに取り組めます。
- ④ 強い農業経営を実現するため、「地域計画*」の実行に向け、農地中間管理事業*の活用などにより、担い手への農地集積・集約化を加速するとともに、省力化、効率化を進め、農業経営体の法人化、多角化、企業等の農業参入などを促進し、雇用力のある農業経営体の育成を図ります。

- ⑤ 中心となる担い手が不在の地域等において、営農の継続を図るため、小規模な兼業農家や高齢農業者等による家族農業＊の維持を図るとともに、集落営農＊の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣地域で営農を行う農業経営体との連携促進、企業の農業参入など農業経営の集約化に取り組みます。
- ⑥ 「三重県農業農村整備計画」に基づき、スマート農業＊に対応した基盤整備や農業水利施設の保全対策を計画的に進めるとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の維持・保全を図ります。
- ⑦ 農業・畜産の各研究所において、民間企業や生産者、大学等の研究機関と連携した新しい技術・知恵・情報を組み込みながら、農畜産技術の研究開発に取り組むとともに、開発した技術の農林水産事業者等への普及を進めます。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業Ⅱ-1】新規就農者の確保・育成

- ◇ 新規就農者の確保・定着に向け、就業・就農フェアの開催や、就農情報の発信や相談の実施に取り組みます。
- ◇ みえの就農サポートリーダー制度により、U・Iターン就農者をはじめ、農業以外からの就農希望者の受入体制の整備などを進めます。
- ◇ 新規就農者について、就農準備から就農・定着・発展のそれぞれの段階において、国の事業・制度も活用しながら、普及センター等が中心となり、就農者に寄り添ったきめ細かいサポートに取り組みます。
- ◇ 増加傾向にある雇用就農者の受け皿となる農業法人の経営者等、農業ビジネスを実践する人材を、実習と講義などの研修と産学官連携による養成の仕組みを通じて育成を図ります。
- ◇ 就農者の確保・定着に向け、経営体等において、高温下における作業対応など働き方の改善や、やりがいが醸成される働きやすい労働環境の整備に取り組むとともに、人材の育成体制の整備を促進します。

取組目標

新規就農者数 (単年度)	県内で農業に就業した 45 才未満の人の数	
	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
	121 人 (令和 5 年度値)	180 人 (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

【基本事業Ⅱ-2】農業経営体の持続的な経営発展の促進

- ◇ 「地域計画*」を基に地域の話し合いを着実に進め、農地中間管理事業*の活用を中心に担い手への農地の集積、集約化を図るとともに、地域営農を維持・発展させるため、農業経営の集約化を進めます。
- ◇ 集落における多面的機能*の維持活動や基盤整備事業との連携を図りながら、集落リーダーの養成等を進め、地域のさまざまな方々の参画による集落営農*の組織化、法人化を促進します。
- ◇ 地域の実情に応じて、小規模な兼業農家や高齢農業者等による家族農業*の維持・継続に取り組みます。
- ◇ 農業経営体のそれぞれの経営のステージに応じ、専門家派遣などを通じて、経営の規模拡大や6次産業化*、法人化や後継者等への承継、施設機械等の整備などに必要となる知識や情報の提供、アドバイスなどに取り組みます。
- ◇ 農業経営体における生産性の向上や環境負荷軽減等の取組に際して必要な資金について円滑な借入を促進します。
- ◇ 農業経営体の経営の安定を支える、農業収入保険や共済など農業保険制度の推進に取り組みます。
- ◇ 企業の農業参入や農業支援サービス事業体による農作業代行等の活動促進などに取り組みます。

取組目標		
担い手への 農地集積率	県内の農地のうち、農地中間管理事業をはじめとする農地の流動化施策により、担い手となる農業経営体に集積された農地の割合	
	現状値 令和6（2024）年度	目標値 令和16（2034）年度
	46.0% （令和5年度値）	70% （令和16年度値）

（三重県調べ）

【基本事業Ⅱ-3】農業を支える多様な担い手の確保・育成

- ◇ 農畜産経営体や産地における農繁期などの労働力として、障がい者、女性、若者、高齢者、外国人など、それぞれの実情に応じ、多様な人材の確保に向けた取組を進めます。
- ◇ 農福連携に取り組む民間団体等と連携しながら、農畜産経営体における障がい者の雇用、福祉事業所の農業参入、障がい者による福祉事業所を通じた農業での施設外就労*などの取組を促進し、障がい者の農業分野での就労を拡大します。
- ◇ 障がい者を雇用している農業経営体や農業に参入した福祉事業所が主体となった、農産物の生産・加工・販売を、食品産業事業者などと連携しながら促進するとともに、農福連携による農産物やその関連商品のPRなどに取り組みます。
- ◇ 農福連携の社会的認知度の向上を図るため、農福連携における企業とのパートナーシップ連携を推進します。

- ◇ 農業分野と福祉分野をつなぐ人材として、「農業ジョブトレーナー」「農福連携技術支援者」といった専門人材の育成に取り組みます。
- ◇ 農業に携わることにより得られる効果を生かし、障がい者だけにとどまらず、世代や障がいの有無を超えた多様な者が、農業を通じた社会参画を図る取り組みを推進します。
- ◇ 農村女性の活躍の場を創出するとともに、さまざまな方針決定の場への女性の登用を推進します。また、女性の就農や起業に加え、仕事と育児の両立に向けたワーク・ライフ・バランスの取組等を促進します。
- ◇ 農業分野での女性の活躍を推進するため、農業現場で必要とされる施設等のニーズを把握し、女性が働きやすい環境整備を進めます。
- ◇ 高齢の新規就農者も農業の担い手としての役割を果たすことができるよう、必要な施設や機器等の確保に向けた支援を行います。
- ◇ 農業分野における外国人材の受入れ拡大に向け、外国人材の雇用に関する理解促進や外国人材確保のための環境整備を進めます。
- ◇ 農業に興味を持つ若者等を呼び込み、農業現場への定着を図るため、求人アプリ等の ICT*も活用した人材確保の取組を進めます。

取組目標		
農業と福祉との連携による新たな就労人数(単年度)	農業における障がい者等の新たな就労人数	
	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
	49 人 (令和 5 年度値)	48 人 (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

【基本事業Ⅱ-4】農業生産基盤の整備・保全

- ◇ 食料の安定供給に向けて、農地の集積・集約化に加え、スマート農業*による生産性の向上や省力化に取り組むとともに、農業水利施設の適切な保全対策に取り組みます。
- ◇ 耕作放棄地の発生抑制や再生、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じ、優良農地の確保を図るとともに、指定市町などにおける農地制度の適正な運用を進めます。

取組目標		
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区の農地面積のうち、担い手への集積が図られた農地面積の割合	
	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
	47.4% (令和 5 年度値)	83.5% (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

【基本事業Ⅱ-5】農畜産技術の研究開発と普及

- ◇ 食料供給の維持・強化に向けて、高品質な農畜産物の安定生産のための技術、気候変動への適応のための品種や技術の開発を進めます。
- ◇ 生産の効率化や省力化に向けて、スマート農業*技術を活用した栽培体系や、A I *等を活用した生産支援技術などの開発を進めます。
- ◇ 持続的な農業生産の拡大に向けて、化学農薬と化学肥料の使用量低減や、カーボンニュートラルへの貢献など環境負荷低減のための研究開発を進めます。
- ◇ 畜産物の生産コストの低減や機能性など付加価値の創出を図るため、食品の残渣等を利用した家畜の飼養技術の開発を進めます。
- ◇ 付加価値の高いブランド和牛の生産に必要な、優れた形質を持つ肥育素牛の県内確保に向けて、和牛受精卵の移植による子牛生産技術の開発を進めます。
- ◇ 効果の高い研究成果の創出と、普及を効果的に図るため、民間企業や農業者、大学等研究機関との連携を積極的に進めます。

取組目標		
成果の創出と普及 に向けた民間企業、 農業者、大学等研究機関との研究連携数 (単年度値)	農業研究所および畜産研究所が実施する研究のうち、普及・実用化や研究の高度化を図るために取り組んだ、民間企業や農業者、大学等研究機関との研究連携数	
	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
	32 件 (令和 5 年度値)	35 件 (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした 農村の振興と多面的機能の維持・発揮

めざす方向

農村地域の活力向上につながる地域の所得や雇用機会の確保に向けて、**多様な人材と地域資源を活用した**ビジネスの展開を促進するとともに、効果的な情報発信と、取組主体の連携による満足度の高い滞在コンテンツの提供により、国内外からの集客・交流を促進します。

また、農業・農村が有する多面的機能*の維持・発揮に向けた取組を支援するとともに、**安心して暮らせる農村づくり**に向け、農業用ため池や排水機場の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等の整備や保全管理体制の整備、農業・農村における流域治水の推進による防災・減災機能の維持・強化に取り組みます。

さらに、中山間地域を含め、集落や産地における地域農業が活性化するよう、多様な農業者の参画による、地域営農体制の構築とともに、商品の開発・販売や農地保全に向けた取組などを支援します。

獣害につよい農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害対策」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」に総合的に取り組みます。

基本目標指標

農山漁村の活性化につながる新たな取組数 (累計)	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数	
	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
	75 取組 (令和 5 年度値)	262 取組 (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

現状と課題

農村において人口減少や高齢化が進む中で、地域を次の世代に継承していくためには、若者などの人材の定着に不可欠な所得や雇用機会の確保を図っていくことが重要であることから、農業はもとより、農村の有する豊かな自然や景観、建造物、食文化などの多様な地域資源を生かした経済活動につながる取組を推進しており、これまで着実に増加しています。

しかし、地域資源の活用に向けたノウハウや人材の不足などにより、取組の進んでいない地域も依然として多いことから、引き続き、農村の地域資源をビジネスに活用できる人材の育成などを進め、新たな経済活動につながる取組を拡大していく必要があります。

地域資源を生かした経済活動の取組が増加してきたことで、農山漁村への交流人口も増加していますが、取組を持続的なものにしていくためには、地域の所得の拡大に向けて、さらに農山漁村への来訪者を増やすための効果的な情報発信や、長期の滞在や何度も訪れてもらえるような魅力的な滞在コンテンツの提供を進めていく必要があります。

また、農業・農村が持つ県土保全や水源かん養*など多面的な機能*の維持・発揮に向け、多様な主体の参画のもと、農業生産活動の継続を後押しする農地・農業用施設等の適切な保全活動を促進する必要があります。特に、中山間地域等については、農業の生産条件の不利性に加え、人口減少や高齢化に伴う担い手不足や荒廃農地の発生、集落機能の低下といった厳しい状況にあり、農業生産活動の維持や農村の利便性向上に向け、農業者に寄り添ったきめ細かな支援、生産条件の整備や生活環境の整備に取り組む必要があります。農地集積と一体となった基盤整備を推進することにより、小規模な兼業農家や高齢農業者、土地持ち非農家等の多様な農業者が参画する地域の営農体制を構築するとともに、集落のコミュニティ機能を維持するため、地域資源を活用した商品の開発や販売、農地の保全などに向けた取組を促進する必要があります。

集中豪雨等の自然災害が一層激甚化・頻発化する中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。持続可能な農村における安全で安心な暮らしを守るためには、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進める必要があります。

野生鳥獣による被害は減少していますが、依然として被害軽減が実感されていない集落があることから、引き続き、獣害対策を担う人材の育成や集落等における「体制づくり」、侵入防止柵の整備などの「被害対策」、生息数調査や計画的な捕獲による「生息数管理」に取り組む必要があります。また、豚熱の感染拡大防止のため野生イノシシの捕獲強化に引き続き取り組む必要があります。さらに、近年増加傾向にある二ホンジカやイノシシと車両との衝突や中型獣による生活環境被害の防止や、集落への出没が増加しているツキノワグマによる人身被害の軽減・未然防止に向け、市町や警察、鉄道会社等の関係機関と連携した取組を進める必要があります。

また、捕獲した野生獣を有効に生かす「獣肉等の利活用」に取り組む必要があります。

主な取組

- ① 農業・農村の活性化を図るため、中山間地域を含め、集落や産地などによる「地域活性化プラン*」の策定・実践を促進するとともに、新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大等への取組を促進することで、地域活動の発展を支援します。
- ② 中山間地域等における農業の維持・発展に向け、生産基盤整備及び生活環境整備の総合的な整備を推進するとともに、小規模な兼業農家や高齢農業者等の多様な農業者が参画する集落営農*などの地域営農体制の構築に取り組みます。また、地域のコミュニティ機能を維持するため、さまざまな人びとの参画を得ながら、地域資源を活用した商品やサービスの開発や提供を促進し、農地保全につなげます。
- ③ 農村における所得と雇用機会を確保するため、豊かな自然や景観、建造物、歴史・文化などの農村の多様な資源を活用したビジネスの取組を促進します。
- ④ 農村の交流人口を拡大するため、さまざまな手段による効果的な情報発信に取り組むとともに、長期の滞在や繰り返し訪れる来訪者が増えるよう、地域の多様な主体が連携し、満足度の高い滞在コンテンツが提供できるよう支援します。
- ⑤ 農業・農村の有する多面的機能*の維持・発揮を図るため、農村地域における農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動、中山間地域等における持続的な農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動を支援します。

- ⑥ 農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池、排水機場等の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等のハード対策とあわせて、管理体制の整備等のソフト対策を計画的に進めることで、防災・減災対策をより一層推進し、地域防災力の向上に取り組めます。
- ⑦ 野生鳥獣による被害防止のため、引き続き、獣害対策を担う人材の育成や集落等における「体制づくり」、侵入防止柵の整備などの「被害対策」、生息数調査や計画的な捕獲による「生息数管理」に取り組めます。また、豚熱の感染拡大防止に向けた野生イノシシの捕獲強化に関係者と連携し取り組めます。さらに、近年増加傾向にある野生鳥獣と車両との衝突事故などの生活環境被害に対し、関係部局や関係機関と連携しながら被害対策を推進するとともに、ツキノワグマの集落への出没件数が増加していることから、人身被害の軽減・未然防止に向け、パトロールなどの出没時の対策強化や県民への情報提供に取り組めます。
- ⑧ 衛生・品質管理マニュアルと人材及び施設の登録制度からなる「みえジビエ*フードシステム」の適切な運用等により、ジビエのさらなる安全性・品質の確保に取り組めます。また、関係市町・団体等と連携して、安定供給に向けた体制の強化や新商品の開発、販路拡大などに取り組めます。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業Ⅲ-1】地域の特性を生かした農業の活性化

- ◇ 中山間地域を含め、集落や産地などによる、地域資源を活用した新たな価値の創出に向けた「地域活性化プラン*」の策定・実践を促進し、地域内での自主的な活動を進めます。
- ◇ 中心となる農業経営体に加え、小規模な兼業農家や高齢農業者、土地持ち非農家、企業やNPO法人等多様な農業者が参画した、集落営農*などの地域営農体制の構築に取り組むとともに、さまざまな人びとの参画を得ながら、地域資源を活用した商品の開発や販売などに向けた取組を促進することで、農地の保全につなげます。
- ◇ 農業の生産条件が不利な中山間地域等の実情もふまえ、農地中間管理事業*を契機とした基盤整備の導入を進めることにより、多様な担い手の確保・育成を促進します。
- ◇ 中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。
- ◇ 農業団体等と連携しながら、スマート農業*の導入、担い手への農地や経営の集約化、農福連携の推進、労働力の確保などの農業経営体や産地における課題の解決に向けた取組を支援するなど、普及指導活動を展開します。

取組目標

地域活性化プラン 策定数（累計）	地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数（累計）	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	589 プラン (令和 5 年度値)	864 プラン (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

【基本事業Ⅲ-2】地域資源を生かした農村の活性化

- ◇ 農村における所得と雇用機会を確保するため、農家レストラン、農林漁業体験民宿など農村の多様な地域資源を活用したビジネスの創出を支援します。
- ◇ 農山漁村の交流人口の拡大に向けて、地域の魅力を伝える情報誌の発行やWEBの活用、イベントの開催など、さまざまな手段による効果的な情報発信に取り組みます。
- ◇ 農山漁村での長期の滞在や繰り返し訪れる来訪者の増加を図るため、地域資源を活用した「食事」、「宿泊」、「体験」などに取り組む事業者のほか、地域内の自治体や観光協会などの多様な主体が連携し、農山漁村ならではの満足度の高い滞在コンテンツの提供ができるよう支援します。

取組目標		
農山漁村の交流人口	農山漁村において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設(観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数	
	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
	1,679 千人 (令和 4 年度値)	2,009 千人 (令和 15 年度値)

※令和 16 年度の目標値に対する実績は、令和 15 年度の実績値により測ることとします。(三重県調べ)

【基本事業Ⅲ-3】多面的機能の維持・発揮

- ◇ 農地・水路・農道等といった地域資源の保全・景観形成に向けた活動など、県土の保全、水源かん養*、良好な景観形成など農業・農村の有する多面的機能*を支える地域の共同活動を学校や企業など多様な主体の参画を得る中で促進します。
- ◇ こうした活動に、若者や女性、都市住民など地域内外からの多様な人材の参画を促し、地域活動の持続性の向上につなげます。

取組目標		
多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	農業及び農村の有する多面的機能*の維持・発揮に向け、計画期間内に、多面的機能支払事業において、活動組織が保全管理する農用地の増加面積	
	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
	— (令和 5 年度値)	830ha (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

【基本事業Ⅲ-4】安全・安心な農村づくり

- ◇ 農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等の整備とともに、ため池や排水機場の適正な保全及び管理が行われる体制の整備に取り組みます。
- ◇ 農村における生活の利便性の向上や地震等災害の発生に備え、農道や集落道の計画的な整備を進めます。

取組目標		
ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	豪雨等による農業用ため池の決壊や農地等の湛水により想定される被害面積のうち、農業用ため池及び排水機場の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等の整備により被害が未然に防止される面積	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	4,727ha (令和 5 年度値)	13,325ha (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

【基本事業Ⅲ-5】獣害につよい農村づくり

- ◇ 獣害対策に取り組む集落づくりに向け、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と集落等における「体制づくり」を進めるとともに、集落ぐるみによる侵入防止柵の整備や追い払い、有害鳥獣の捕獲などを進める「被害対策」に取り組みます。
- ◇ 人と獣の共生をめざし、ニホンジカの生息数調査やサル群れの状況のモニタリングを基礎とした個体数調整を行う「生息数管理」に取り組みます。
- ◇ 衛生・品質管理マニュアルと人材及び施設の登録制度からなる「みえジビエ*フードシステム」の適切な運用等により、ジビエのさらなる安全性・品質の確保を図ります。また、関係市町・団体等と連携して、安定供給に向けた体制の強化や新商品の開発、販路拡大などに取り組みます。
- ◇ 豚熱の感染拡大防止に向け、野生イノシシの生息数低減に取り組みます。
- ◇ 近年増加傾向にある野生鳥獣と車両との衝突事故などの生活環境被害に対し、関係部局や関係機関と連携しながら被害対策を推進します。
- ◇ ツキノワグマの農業現場への出没による人身被害等の未然防止に向け、関係機関と連携した取組を進めます。

取組目標		
野生鳥獣による農業被害金額	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等による農業の被害金額	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	161 百万円 (令和 4 年度値)	136 百万円 (令和 15 年度値)

※令和16年度の目標値に対する実績は、令和15年度の実績値により測ることとします。(三重県調べ)

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

消費者のニーズや行動が多様化する中、「食」に対する多様な期待に応え、**農業・農村の有する新たな価値**を提案できるよう、多様な事業者連携や商品開発に向けた支援、戦略的なプロモーション等を進め、地域の特徴を生かした競争力のある農畜産物の生産につなげていきます。

また、**環境への負荷の低減につながる農業生産活動の促進**に向けて、環境保全型農業技術の導入推進等の取組を進めます。

さらに、魅力ある県産品等が数多く生まれる中で、企業等と連携しながら、**新たな価値や魅力を的確に消費者の皆さんに伝えていく**取組を進め、**県産農産物等に対する支持の拡大**を図ります。

基本目標指標

消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出件数	県産農産物等について、多様化する消費者ニーズや行動に合わせた商品やサービス等の件数	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	51 件 (令和 5 年度値)	106 件 (令和 16 年度値)

(三重県調べ)

現状と課題

「モノ消費*」から「コト消費*」、「イミ消費*」等への変化やECサイト*・ネットスーパーの需要拡大など消費者のニーズや行動が多様化する中、それに合わせた商品・サービスの開発やブランディングを支援していく必要があります。

令和 7 年度には大阪・関西万博が開催されるため、交流人口の増加やインバウンド*の拡大により本県への観光客の増加が期待されます。そこで、県産農産物等の販路拡大のためには、県外から来訪する人びとに対し、本県の食の魅力を発信していく必要があります。

また、令和 4 年 7 月に「みどりの食料システム法」が施行されるなど、環境と調和した食料システムの確立が求められていることから、環境に配慮した持続可能な農業生産の取組を、より一層進める必要があります。

生産・流通等のコストが増加するなど農林水産業を取り巻く情勢の厳しさが増す中、県産農産物等の消費拡大や生産・販売体制等の充実を図るため、多様な世代に向けた地産地消や食育*の更なる推進に取り組む必要があります。

主な取組

- ① 多様化する消費者ニーズ等への対応のため、事業者の商品開発等の支援に取り組みます。
- ② 大都市圏における「みえの食」プロモーションやECサイト*・ネットスーパーなど、社会情勢の変化に対応した販路開拓に取り組みます。
- ③ さまざまな機会を生かし、首都圏をはじめとする大都市圏への販路拡大に向け、戦略的なプロモーションを生産者や企業等との連携を強化しながら展開します。
- ④ 県産農産物等を県内外の消費者から「積極的に選ばれる」ものへと発展させるため、ブランド化をめざす事業者の支援に取り組みます。
- ⑤ 環境への負荷低減に資する栽培体系への転換や地域ぐるみでの有機農業の産地化に取り組みます。
- ⑥ 産地における地力の維持増進やIPM*（総合的病害虫・雑草管理）、有機農業といった環境に配慮した生産方式の導入を促進します。
- ⑦ 「みえ地物一番の日」キャンペーン等を通じた県産農産物等の魅力発信や農山漁村発イノベーション（6次産業化*）の推進などにより、県産農産物等の消費拡大をはじめとした地域の活性化などにつなげます。
- ⑧ 三重県食育*推進計画に基づき、市町や多様な主体と連携のうえ、家庭や学校、地域等のさまざまな場面における食育の推進に取り組みます。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業Ⅳ-1】新価値創出と戦略的プロモーションの推進

- ◇ 消費者ニーズ等の変化に対応した商品・サービスの開発のため、事業者間のマッチングを行うなど、意欲的な事業者の取組を促進します。
- ◇ 大都市圏でのプロモーションだけでなく、県外からの来訪者及び県民に対する県産農産物等の魅力発信のため、多様な事業者間での連携を推進します。

取組目標

消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業等数

県産農産物等について、多様化する消費者ニーズや行動に合わせた新たな価値創出や魅力発信に取り組む企業等の数

現状値
令和6（2024）年度

目標値
令和16（2034）年度

79件
（令和5年度値）

189件
（令和16年度値）

（三重県調べ）

【基本事業Ⅳ-2】環境への負荷の低減につながる農業生産活動の促進

- ◇ 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減を一体的に進める活動や温室効果ガス*の排出量の削減活動など環境と調和した農業生産活動を促進します。
- ◇ 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れた「グリーンな栽培体系」の技術実証を支援することで、産地に適した環境負荷低減技術の普及を図ります。
- ◇ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、オーガニックビレッジ宣言を行った市町を支援するとともに、これら取組事例の横展開を図ります。
- ◇ みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定者（みどり認定農業者）が、環境負荷低減の取組を拡大・定着させるため、環境にやさしい栽培技術や有機ＪＡＳ制度等について指導・助言を行う人材の育成支援に取り組みます。
- ◇ 堆肥散布や緑肥等地力の維持増進やＩＰＭ*（総合的病害虫・雑草管理）、有機農業といった環境に配慮した生産方式の導入に取り組む農業者団体に「環境保全型農業直接支払交付金」による支援をすることにより、環境負荷の低減につながる生産活動を促進します。
- ◇ 環境に配慮した生産方式の導入を拡大するため、市町・ＪＡ・生産者等へ研修による啓発や情報提供を行います。

取組目標		
環境負荷低減事業活動に取り組む件数	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	4 件 (令和 5 年度値)	200 件 (令和 16 年度値)

（三重県調べ）

【基本事業Ⅳ-3】持続可能な食を支える地産地消・食育の推進

- ◇ 地産地消の取組、地場産品の充実、農業体験や地物を食することを通じて食の大切さや農業を考える食育*を推進することにより農産物等の消費拡大のみならず、地域活性化の促進、食文化の継承、生産拡大などにつなげていきます。
- ◇ 県民が地域の農産物等やその背景にある持続可能な農業生産に関する理解を深め、エシカル（倫理的）消費*行動の実践に向けた意識醸成を図るため、地場産品の普及啓発を通じた地産地消を推進します。
- ◇ 環境への配慮を行っている県産農産物等を認定する「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進し、消費者の環境負荷を低減した生産に対する理解醸成に取り組めます。

- ◇ 県産農産物等の適正な価格形成への消費者理解を深めるため、生産者や食品事業者等と連携し、地域の農産物等やその背景にある持続可能な農業生産に向けた生産者の取組についての情報発信や普及啓発活動に取り組みます。

取組目標		
地産地消、食育を主体的に取り組む事業者等数	新たに地産地消、食育*活動を実践した件数	
	現状値 令和 6（2024）年度	目標値 令和 16（2034）年度
	61 件 （令和 5 年度値）	105 件 （令和 16 年度値）

（三重県調べ）

第5章 推進体制の整備

1 計画の推進体制

計画に掲げる基本施策を着実に推進し、その目標を実現していくためには、「県民力による協創*の三重づくり」を基本として、農業生産に取り組む主体である農業者はもとより、消費者や関係団体、行政が連携・協創を図りながらそれぞれの役割に応じた積極的な取組が展開されることが重要です。

(1) 農業者に期待される役割

農業者には、計画推進の主役として、安全・安心な食料を安定的に供給するとともに、農業及び農村の多面的機能*の発揮を通じて県土の保全や景観の形成などに貢献していることを認識し、地域経済を支える重要な産業としての農業に従事していることに誇りを持って自らの農業経営を展開していくことが求められます。

また、消費者との交流はもとより、食品産業等の他産業との連携協力を努めながら、安全・安心な食料の供給のための安全・安心農業生産に取り組むことにより、農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(2) 農業団体等に期待される役割

農業団体等には、それぞれの団体の設立目的をふまえて、組織や機能の強化、県民・消費者の皆さんや他産業との連携協力を図りながら、意欲ある多様な担い手の確保・育成、優良な農地の確保、産地形成、販路開拓、6次産業化*や農商工連携等による新たな価値の創出、農村地域の活性化などを支援していくことが期待されます。

(3) 他産業に期待される役割

食品産業等の他産業には、農業者と同様に、安全・安心な食を供給するとともに、県産農畜産物の利用や農業者との連携協力の促進、県内外への情報発信、県産食材の供給等を通じて、農業及び農村の活性化に貢献することが期待されます。

(4) 県民の皆さんに期待される役割

県民の皆さんには、単に食料を購入・消費するだけでなく、農業及び農村の果たしている役割を理解するとともに、広く国際的な情勢や地球環境問題などについての情報を入手し、食に対する知識や食を選択する力を身につけることが求められています。

また、地産地消運動などへの参画とともに、農業者との交流活動や農地や農村の保全活動等にも積極的に参画することなどが期待されます。

(5) 市町に期待される役割

市町には、農業者や農村地域住民にとって最も身近な行政機関（基礎自治体）として、そのエリアにおける農業及び農村の活性化を促進する役割が期待されています。

このため、市町には、農業及び農村施策の展開にあたって、関係機関や団体等との連携協力を図りつつ、地域段階における創意工夫に基づく農業者や集落、産地等の主体的な取組を引き出し、支援していくことが期待されます。

（６）県が果たす役割

県では、全県的な視野で、安全・安心な食料の安定的な供給や三重県農業を支える意欲ある多様な農業者や新規就農者等の確保・育成、農村を維持、活性化するための農村地域施策や農業及び農村を起点とした新たな価値創出の促進に取り組めます。

また、基礎自治体である市町や、農業団体等との密接な連携のもと、

- ① 安全・安心な農業生産に取り組む産地やブランド形成、高付加価値化、多様な農業者が意欲と経営感覚を持って持続的に農業経営を展開していくことができる環境づくりなど、創意工夫に基づく農業者や地域等の主体的な取組に対する支援
 - ② 普及指導活動などによる、生産技術面におけるスペシャリスト機能、経営発展促進面や地域活性化面等におけるコーディネート機能の発揮などを通じた、地域の主体的な取組に対するマンパワーを生かした支援
 - ③ 農業者や消費者のニーズ、食品産業事業者等の多様なニーズ・シーズ、急速に変化する社会情勢等をふまえた研究開発とともに、生産等の現場で直面する諸課題の解決につなげる視点からの研究開発の実施
 - ④ 市町が行う農村地域施策に対する補完と支援
- など、地域の実状に即した農業及び農村の活性化に取り組んでいきます。

2 特に注力する取組

この基本計画で掲げた、4つのめざすべき将来の姿をひとまとめにした姿である「持続可能な農業」の実現をめざしていくうえで、施策横断的に関係者が一体となって果敢に挑戦していく体制が必要なことから、「農畜産物における食料自給力の強化」、「人口減少下における農業労働力の維持」、「環境と調和した農業の実現」の施策横断的に進める3つの取組と、危機管理体制として「家畜防疫体制の強化・徹底」の取組を、特に注力して進めます。

＜特に注力する取組1＞ 農畜産物における食料自給力の強化

それぞれの品目や産地において、スマート農業*技術の導入による生産性向上、気候変動に対応する生産対策の推進、飼料や肥料の自給体制の強化など、農畜産物の生産の維持・拡大に向けて必要な取組を展開します。

また、魅力ある県産農畜産物の県民をはじめとする消費者への供給の促進につながる取組を展開します。

1 取組方向

(1) それぞれの品目における生産の維持・拡大

※米、小麦、大豆の3品目及び野菜5、果樹2、茶1の8品目で目標値を設定

(ア) 水田農業（米・小麦・大豆）

- ・ 水稻における多収品種の導入、米粉用米、輸出用米の拡大
- ・ 麦における優良品種の選定、排水対策や適期防除の徹底の推進
- ・ 大豆の単収向上に向けた適期播種を可能にする品種の作付拡大、排水対策や適期防除の徹底の推進 など

(イ) 野菜

- ・ 加工・業務用需要等にも対応した水田への野菜の生産拡大
- ・ 野菜生産の推進に向けた省力機械の導入の推進 など

(ウ) 果樹

- ・ 果樹における省力技術の導入や園地の基盤整備の支援
- ・ 柑橘等における優良品目、品種への転換 など

(エ) 茶

- ・ 伊勢茶ブランドの認知度向上に向けた国内外でのプロモーション
- ・ 有機茶やかぶせ茶栽培の導入や煎茶における製茶機の性能向上など生産改善への支援 など

(オ) 畜産

- ・ 畜産経営体を核に関係事業者が連携する高収益型畜産連携体*の育成
- ・ 和牛肥育に必要な素牛の県内生産体制の構築 など

(2) スマート農業技術の導入をはじめとする生産性の向上

- ・ ICT*等の活用によるスマート農業技術の導入による水田作物、野菜や果樹等園芸における作業の省力化や品質等の向上、畜産業における生産性の向上

- ・スマート農業*技術を活用した栽培体系やA I*等を活用した生産支援技術の開発
- ・スマート技術の導入に対応した新たな基盤整備の展開 など

(3) 気候変動への対応や農業資材の自給体制強化による持続性向上

- ・気候変動への適応のための品種や技術の開発
- ・水稻における気候変動に対応した高温耐性のある品種の導入
- ・野菜や果樹等園芸品目における高温への対応等の取組の推進
- ・畜産業における畜舎の暑熱対策等の高温化に対応する取組の推進
- ・原料を海外に依存する飼料や肥料の自給体制の強化 など

(4) 地産地消をはじめ、魅力ある県産農畜産物の県民等への供給の促進

- ・多様な世代に向けた地産地消や食育*のさらなる推進
- ・「みえ地物一番の日」キャンペーン等を通じた県産農産物等の魅力発信や農山漁村発
イノベーション(6次産業化*)の推進 など

2 推進体制

農業のそれぞれの品目における生産の維持・拡大の推進については、農業改良普及センターをはじめ農林水産事務所が中心となり、各産地の農協や市町、流通販売を担うJ A全農みえ等の関係団体と連携しながら、生産拡大に向けた新品種の導入や、栽培品目の複合化、栽培技術の高度化、新たな担い手の確保等の産地の課題解決に取り組めます。

畜産業については、県庁、農林水産事務所、中央農業改良普及センター、三重県畜産協会等の関係団体が連携し、畜産経営体を核に関係事業者が連携する高収益型畜産連携体*の育成等を支援します。また、和牛肥育に必要となる素牛の県内生産体制の構築については、関係団体、畜産農家と連携を図りながら取組を支援します。

スマート農業技術や気候変動への対応、6次産業化等の推進については、地域において農林水産事務所が中心となって、農業研究所や畜産研究所、中央農業改良普及センター、県庁の関連課と連携した体制を整備し、必要に応じて企業、国の研究機関、大学等とも連携しながら、地域課題の解決に向けた取組を支援します。

＜特に注力する取組２＞ 人口減少下における農業労働力の維持

それぞれの地域や産地において、農福連携や、女性、若者、外国人等の農業・農村を支える多様な人材を確保する取組を展開します。また、必要となる担い手を確保し、育成していくための取組を展開します。

1 取組方向

（１）産地や農業経営体における多様な人材による労働力の確保

- ・新規就農者の就農から経営発展の各段階におけるきめ細かなサポート
- ・障がい者、女性、若者、高齢者、外国人等の多様な人材の確保に向けた取組 など

（２）地域計画*の作成を通じた話し合いの促進による担い手の確保・育成

- ・集落営農*の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入の促進
- ・農地中間管理事業*の活用を中心に担い手への農地の集積、集約化を図るなど、農業経営の集約化 など

（３）小規模な兼業農家や高齢農業者をはじめ多様な農業者の参画・連携による地域農業・集落機能の維持発展

- ・小規模な兼業農家や高齢農家等の多様な農業者が参画する地域営農体制の構築
- ・若者や女性、都市住民など地域内外からの多様な人材の参画の促進
- ・農業支援サービス事業体による農作業代行等の活動促進 など

2 推進体制

農林水産事務所が中心となって市町や農業関係団体、地域人材と連携しながら推進する体制を整備し、農業・農村を支える多様な人材の確保や、新規就農者をはじめ必要となる担い手の確保・育成、集落営農等地域営農体制の構築など、地域課題の解決に向けた取組を支援します。

また必要に応じ、地域の活動を、県庁の関連課及び研究所が大学や関連企業などとも連携しながら支援に取り組みます。

＜特に注力する取組３＞ 環境と調和した農業の実現

それぞれの地域や産地において、環境保全型農業技術の導入や有機農業といった農業の自然循環機能が維持増進される農業生産活動の推進や、耕畜連携等の地域資源の活用を拡大する取組の推進、農業・農村が持つ県土保全や水源かん養*など多面的な機能の維持・発揮など、農業における環境負荷の低減につながる取組を展開します。

1 取組方向

（１）環境への負荷の低減に資する栽培体系への転換の推進

- ・「環境保全型農業直接支払交付金」を活用した環境負荷低減につながる生産活動の促進
- ・環境にやさしい技術と省力化技術を組み合わせたグリーンな栽培体系への転換の促進など

（２）農業生産資材における地域資源の活用促進

- ・耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用し、家畜に由来する堆肥を農地に還元する取組の促進 など

（３）農業・農村が有する多面的機能*の維持・発揮

- ・「多面的機能支払交付金」を活用した地域資源の保全や良好な景観形成等を支える地域の共同活動の促進 など

2 推進体制

環境への負荷の低減や農業生産資材における地域資源の活用については、農林水産事務所が中心となって、農業研究所や畜産研究所、中央農業改良普及センター、県庁の関連課と連携した体制を整備し、必要に応じて企業、国の研究機関、大学等とも連携しながら、地域課題の解決に向けた取組を支援します。

農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮の推進については、農林水産事務所が中心となって市町や農業関係団体、地域人材と連携しながら推進する体制を整備し、農業・農村を支える体制の構築など、地域課題の解決に向けた取組を支援します。また、必要に応じ、地域の活動を、県庁の関連課等が外部機関とも連携しながら支援に取り組みます。

＜危機管理体制＞ 家畜防疫対策の強化・徹底

高病原性鳥インフルエンザや豚熱、さらには隣国で発生し侵入の危険が高まる中においてもワクチンが未だ開発されていないアフリカ豚熱など、家畜伝染病の発生を未然に防ぐとともに、万一発生した場合には、的確に対応するため、関係者が一致団結した危機管理体制を構築します。

1 取組方向

(1) 家畜伝染病の侵入防止対策の強化・徹底

畜産農家において、ありとあらゆるリスクを想定し、家畜伝染病に係るウイルスの農場・畜舎への持ち込み防止の強化徹底を図ります。

(ア) 人・物・車両による農場へのウイルスの持ち込み防止対策の強化・徹底

- ・衛生管理区域、畜舎への出入りの際の洗浄・消毒
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用
- ・人や物の出入りの記録
- ・肉を含む飼料の加熱処理 など

(イ) 野生動物の侵入防止対策の強化・徹底

- ・侵入防止柵の整備
- ・バークリーナーの排出口等の改修整備
- ・飼料保管場所へのネズミ等野生動物の排せつ物などの混入防止
- ・畜舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの適切な保管衛生管理 など

(2) 家畜伝染病のまん延防止対策の強化

家畜伝染病のウイルスを媒介する野鳥や野生イノシシなどについて、モニタリングを適切に行うとともに、豚熱については、感染している野生イノシシの個体数の着実に低減を図ります。

(ア) 鳥インフルエンザの発生防止に向け、野鳥のウイルス感染の有無などのモニタリング。

(イ) 豚熱の経口ワクチン散布を継続するとともに、野生イノシシのウイルス感染状況のモニタリング及び、生息管理として捕獲強化による個体数の低減。

2 推進体制

家畜伝染病の侵入防止に向け、家畜衛生保健所及び農林水産事務所等が中心となり、市町・関係団体と連携しながら畜産農場の防疫対策の強化・徹底を支援します。

また、野生イノシシへの感染がまん延している豚熱については、三重県畜産協会、県、市町、猟友会を構成員として県域で設置した三重県豚熱経口ワクチン対策協議会を活動の枠組みとして、経口ワクチン散布や調査捕獲等の対策に取り組みます。

参 考 資 料

1 用語の解説

基本計画に掲載されている用語の説明です。

(1) A B C (アルファベット)

用語	解 説	掲載ページ
A I	Artificial Intelligence の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術全般。	2,46,48,55,68
B C P (業務継続計画)	Business Continuity Plan の略。災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画と、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動。	26
C P T P P (経済連携協定)	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership の略。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。T P P 1 1 ともいわれる。関税だけでなく、サービス、投資の自由化、知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野でルールを構築する経済連携協定。日本、カナダ、オーストラリア、メキシコ、シンガポール、ベトナム、ニュージーランド、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイの 11 か国が参加。	2,48
D M O (観光づくり法人)	Destination Management Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。	23
E C サイト (電子商取引)	Electronic Commerce site の略。インターネットを通じて商品やサービスを売買することを E C という。一般的にはオンラインショップと同じ意味で使われていることが多い。	2,27,61,62
E P A (経済連携協定)	Economic Partnership Agreement の略。2 以上の国や地域の間で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や政府調達におけるルール作り、	2,12,48

用語	解 説	掲載ページ
	さまざまな分野での協力の要素等を含む幅広い経済領域での連携力の強化を目的とする協定。	
F T A（自由貿易協定）	Free Trade Agreement の略。2 以上の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。	12
G A P（農業生産工程管理）	Good Agricultural Practice の略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	14,45,49
I C T（情報通信技術）	Information and Communication Technology の略。インターネットを活用した通信技術により、人と人、人とモノの間の情報処理（コミュニケーション）を行う技術の総称。	6,45,54,67
I o T	Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるものがインターネットにつながり、相互に情報交換、機器制御が行われる仕組みのこと。I o T によってモノから集められたデータを基に、自動化の進展、新たなサービス・付加価値が生み出されている。	2,46,48
I P M（総合的病害虫・雑草管理）	Integrated Pest Management の略。化学農薬に依存せず、病害虫や雑草を管理する多様な手法を総合的に用いて、農作物への被害を経済的に許容できる水準以下になるように管理する体系のこと。	31,32,57,62
R C E P（地域的な包括的経済連携）	Regional Comprehensive Economic Partnership の略。A S E A N 10 か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの 15 ヶ国が交渉に参加する広域経済連携のこと。	2,12
S D G s（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された 2030 アジェンダにおける 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標。	2,30
W T O	World Trade Organization の略。貿易に関する国際機関で、スイスのジュネーブに事務局が置かれ 166 カ国が加盟する。WTO 協定（WTO 設立協定及びその付属協定）では、貿易に関連する様々な国際ルールが定められ、WTO は、世界共通の貿易ルールづくりのための交渉（交渉機能）、各加盟国による施策の協定への	12

用語	解 説	掲載ページ
	整合性のモニタリング（監視機能）、貿易紛争の解決（紛争解決）などを任務としている。	

（２）五十音

用語	解 説	掲載ページ
あ行		
インバウンド	「外から中に入ってくる」という意味。観光分野においては、外国人が旅行を目的に日本を訪問すること。	2,61
エシカル消費	エシカルとは、健康や環境だけではなく、人や社会、地域という自分たちを取り巻くすべてのものに対して、多くの人が考える良識に従って考えよう、行動しようという概念。 エシカル消費は、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した商品やサービスを選択して購入する消費行動のこと。	27,63
温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素やメタンガスなどの総称であり、大気中の濃度が増加することで、地球温暖化をもたらす。	63
か行		
家族農業	小規模な兼業農家等の農業労働力の過半を家族労働力が占めている農業。	2,30,50, 52,53
協創	それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくこと。	65
経営所得安定対策	食料自給率・自給力の向上を図ることなどを目的として実施される国の対策で、米、麦、大豆および飼料用米等の作物を生産する農業者に対し交付金が交付される。	44,46
高収益型畜産連携体	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が３者以上連携（行政等の支援組織は除く）して、生産コストの低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体。	36,37,48, 49,67,68
さ行		
サプライチェーン	製造業において使用される用語で、原材料の調達から製造・販売・配送までの全体の流れのこと。農畜産物の生産（上流）から食品の流通・販売（下流）をつなぐ、複数企業間の連携の意味としても用いられる。	9,26,46

用語	解 説	掲載ページ
施設外就労	障がい者就労施設等が他事業者の作業（農業経営体の農作業など）の一部を請け負うこと。	19,51,53
集落営農	農村の集落を単位として、農地の合理的利用、機械・施設の共同利用、共同作業など、農業生産工程の全部または一部について共同で取り組む組織のこと。	50,52,53, 57,58,69
食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	20,41,42, 43,61,62, 63,64
水源かん養	水田にたたえられた水の一部は、地下に浸透して地下水となり、水資源の貯留、洪水の緩和、雨水の川への流出量の平準化といった機能を発揮している。農業・農村の持つ多面的な機能のひとつ。	57,59,70
スマート農業	A I、I o T、ロボット等の先端技術を活用した農業。農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の経営管理の合理化による農業の生産性の向上の効果が期待される。	2,8,15, 20,21,33, 36,37,39, 44,45,46, 47,48,52, 54,55,58, 67,68
た 行		
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等のこと。	22,24,34, 35,39,40, 43,53,56, 57,59,65, 70
地域活性化プラン	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、地域や産地などを単位に策定される農業および農村の活性化のための活動プランのこと。	24,38,57, 58
地域計画	地域や集落の話し合いに基づいて、地域農業の中心となる経営体や経営体への農地集積のルールづくり、将来ビジョン等、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画で、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が策定する。	22,38,51, 53,69
な 行		

用語	解 説	掲載ページ
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町長等の認定を受けた農業者。	3,15,17, 38,50
農地中間管理機構	平成 26(2014)年 3 月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地中間管理事業を行う法人として、都道府県段階で 1 つ設置された公的な機関のこと。	22
農地中間管理事業	農業の競争力を強化するため、都道府県ごとに整備された農地中間管理機構において、農地を出し手から借り受け、受け手となる担い手に貸し付けることにより、担い手ごとの集積・集約化を推進する事業。	22,38,51, 53,58,69
ノウフク商品	農福連携の取組によって生産・製造された生産物や加工品。	19,51
は行		
フードチェーン	食品やその材料の生産・加工・流通・保管・販売の一連の流れのこと。	32
ま行		
みえジビエ	三重県内で捕獲、解体処理された野生の二ホンジカ、又はイノシシの肉のうち、人の食用にするもので、「みえジビエフードシステム登録制度」に登録された野生獣解体処理施設において、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」に基づき解体処理されたもの。	58,60
みえフードイノベーション	県内の農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。	28,41,

用語	解 説	掲載ページ
みえフードイノベーション・ネットワーク	みえフードイノベーションを具体的に進めるために立ち上げた、異業種・産学官によるネットワークのこと。	29
モノ消費／コト消費／トキ消費／イミ消費	モノ消費：モノの消費を中心とした消費行動 コト消費：「体験」「経験」の価値を重視する消費行動 トキ消費：その時・その場所でしか体験できない価値に対する消費行動 イミ消費：商品が付带的に持っている社会的・文化的な価値に共感し選択する消費行動	2,27,29,61
ら行		
6次産業化	1次産業が、加工（2次産業）や流通販売（3次産業）などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態をあらわす言葉。	20,23,28,29,34,53,62,65,68,

2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本計画（第九条）

第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条—第十四条）

第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十五条—第十七条）

第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十八条—第二十条）

第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十一条—第二十三条）

第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（第二十四条）

附則

三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。また、「食」に関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなってきている。

しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を変貌^{ほう}させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっている。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。

このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。
- 二 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- 三 食品産業事業者 食品に係る製造、流通その他食品に関する役務の提供を行う事業者をいう。
- 四 地産地消 地域の需要に応じた農産物を当該地域で生産すること及び地域で生産された農産物を当該地域において消費し、又は利用することをいう。
- 五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいう。

(基本理念)

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

- 一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。
- 二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。
- 三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。
- 四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨とし

て、前項の施策等を講ずるものとする。

- 3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。

（農業者等の役割）

第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 農業者等は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力を努めるものとする。
- 3 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めるものとする。

（県民の参加等）

第六条 県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第八条 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本計画

第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標
 - 二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
 - 三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。
- 6 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準

用する。

第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保

（水田の最適な利用）

第十条 県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（園芸作物等の産地の形成）

第十一条 県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（畜産の健全な発展）

第十二条 県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（安全・安心農業生産の取組の促進）

第十三条 県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の安全・安心の確保）

第十四条 県は、農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

（多様な農業経営の確立）

第十五条 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（技術及び知識の向上）

第十六条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

(農地の有効利用等)

第十七条 県は、農業生産に必要な農地の確保及び有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

第三節 地域の特性を生かした農村の振興

(農村の総合的な振興)

第十八条 県は、農村の総合的な振興を図るため、生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興)

第十九条 県は、農業及び農村の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(野生鳥獣による被害の防止)

第二十条 県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

(新たな価値の創出を図るための取組の促進)

第二十一条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。

- 一 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓（次号において「商品の開発等」という。）を行う取組
- 二 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発等を行う取組
- 三 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- 四 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特

徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組

五 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して農産物又はその加工品を輸出する取組

六 前各号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組

(認証制度等の推進)

第二十二條 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策

二 安全・安心農業生産の下で生産され、かつ、知事が定める基準を満たした農産物の周知を図る施策

三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により地産地消を一層推進する施策

四 前三号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるために必要な施策

(食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)

第二十三條 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、学校給食、事業所の食堂等において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

第二十四條 県は、農村地域団体（次の各号のいずれかに該当する団体をいう。以下同じ。）による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標を達成するための計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

一 集落を基礎とした農業者等の組織する団体（農業者でない住民が参加するものを含み、その活動区域が農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域その他知事が必要と認めた地域にあるものに限る。）

- 二 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認めたもの
- 2 県は、農村地域団体の設立に向けた農業者等の組織化を促進するため、市町その他関係者と連携し、農業者等の意欲の増進その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、農村地域団体が行う第一項の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町その他関係者と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成22年12月28日 三重県条例第59号）

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する
基本計画（第4次計画）

20 年（令和 年） 月
三重県

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL:059-224-2016（担い手支援課）
FAX:059-223-1120